

伊勢崎市水防計画

群馬県伊勢崎市

(令和7年3月)

目 次

第 1 章	総則	1 頁
第 2 章	水防組織	2
第 3 章	重要水防箇所	5
第 4 章	洪水予報	6
第 5 章	洪水予報時の処置	1 1
第 6 章	水防警報・水位情報の通知及び周知	1 2
第 7 章	堰及び水門の操作	1 5
第 8 章	水防施設及び輸送	1 5
第 9 章	水防活動	1 6
	付表 1 水防活動速報報告書	1 8
第 1 0 章	決壊時の処置	1 9
第 1 1 章	水防標識・信号及び身分証明	2 0
第 1 2 章	協力応援	2 1
第 1 3 章	埼玉県との水防事務（対象河川・利根川）	2 3
第 1 4 章	関係機関	2 4
第 1 5 章	公用負担	2 5
第 1 6 章	水防配備の解除	2 6
第 1 7 章	被害報告	2 6
第 1 8 章	水防報告	2 6
	付表 2（1）水防実施状況報告書	2 7
	（2）水防実施箇所別表	2 8
	（3）水防活動報告書	2 9
第 1 9 章	会議及び訓練	3 0
別表第 1－1	重要水防箇所指定基準（国管理河川・県管理河川）	3 1
別表第 1－2	重要水防箇所（国管理河川・県管理河川）	3 4
	付図① 重要水防箇所位置図（国管理河川）	4 0
	付図② 重要水防箇所位置図（県管理河川）	4 1
別表第 2	堰、水門及びため池	4 2
	付図③ 堰位置図	4 6
	付図④ 水門等位置図	4 7
	付図⑤ ため池位置図	4 8
別表第 3	水防倉庫、水防資器材及び管理担当	4 9
	付図⑥ 水防倉庫及び水位観測所位置図	5 0
別表第 4	避難場所	5 1

第 1 章 総 則

第 1 目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき、伊勢崎市の区域に係わる洪水等の水害に対し、水防活動が有機的かつ効率的に行われるよう水防事務の調整及びその実務のための必要な事項を定め、洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全及び福祉を保持することを目的とする。

第 2 定 義

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

伊勢崎市の区域における水防管理団体は、伊勢崎市（以下「本市」という。）である。

なお、本市は、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体として、群馬県知事から法第 4 条に基づく指定水防管理団体に指定されている。

2 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。

本市の水防管理者は、伊勢崎市長（以下「市長」という。）である。

3 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

4 消防機関の長

法第 2 条第 5 項の規定に基づき、伊勢崎市消防長（以下「消防長」という。）をいう。

5 伊勢崎市水防本部（以下「水防本部」という。）

本市における水防を統括するために設置される機関をいう。

6 水防本部長 市長

7 水防副本部長 伊勢崎市副市長（以下「副市長」という。）

第 3 水防の責任等

1 市の責任

本市は、本市の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。

2 住民の義務

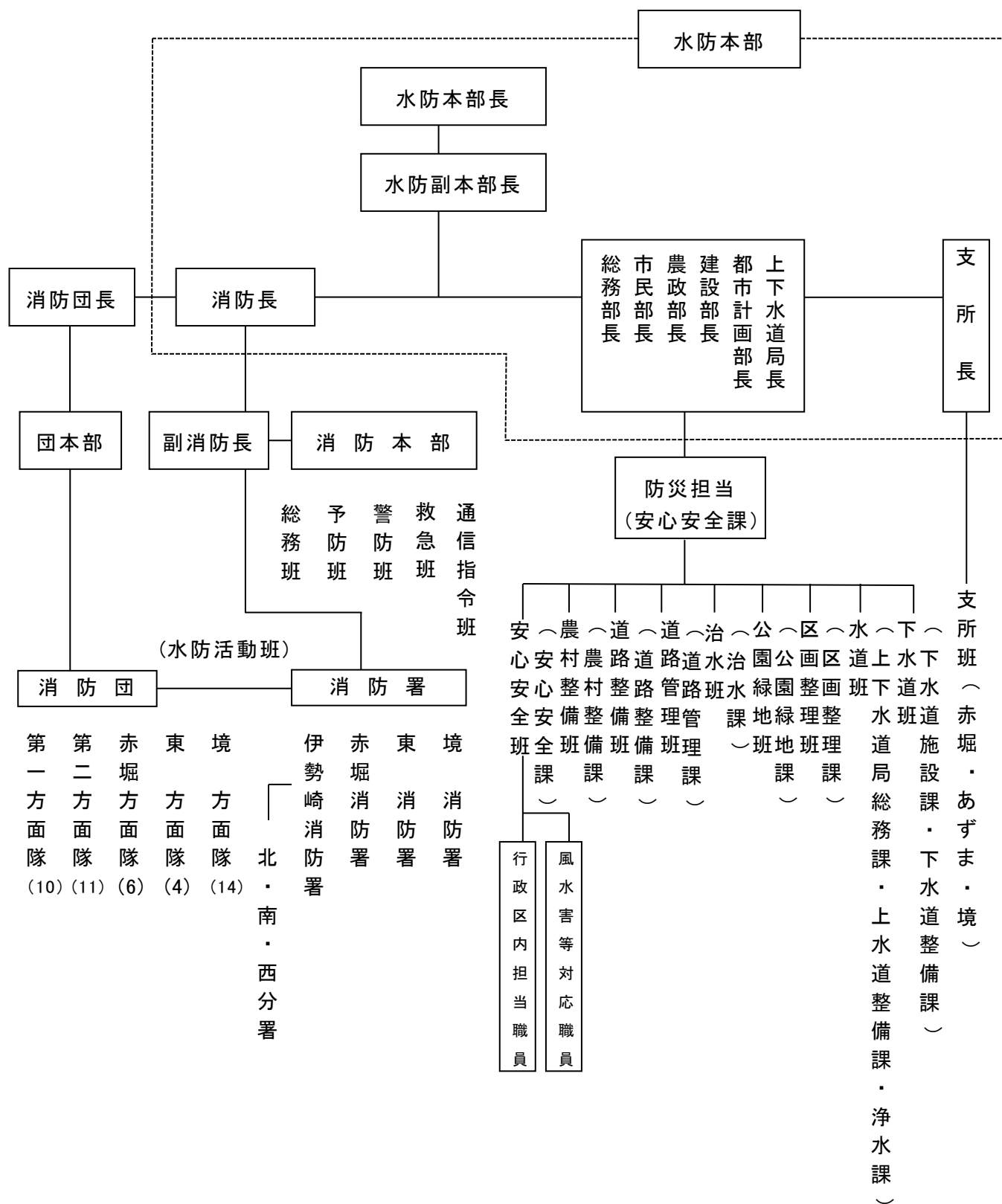
水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる（法第 24 条）。

第 4 水防事務の処理

水防に係のある警報等の発表等を受け、洪水のおそれがあると認められるときから、洪水による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第 2 章 水防組織

第 1 水防組織



第2 事務担当

班 名	担当課及び 関係機関	各 班 の 業 務 ま た は 事 務
防災担当	安心安全課	総合調整に関すること。
安心安全班	安心安全課	1 水防本部の設置及び廃止に関すること。 2 配備体制及び水防本部命令の下達に関すること。 3 状況の把握及び情報収集に関すること。 4 災害対策に係わる協力団体の確保に関すること。 5 自主防災組織との連絡調整に関すること。 6 住民の避難に関すること。 7 避難場所の開設準備の調整に関すること。 8 行政区内担当職員との連絡調整に関すること。 9 風水害等対応職員との連絡調整に関すること。 10 気象注意報・警報・特別警報等の受信及び伝達に関すること。 11 防災行政無線の活用に関すること。 12 災害全般の記録及び報告に関すること。
農村整備班	農村整備課	1 農業関係施設の巡視に関すること。 2 被災農業施設の応急措置に関すること。 3 ため池及び取水・分水堰等に関すること。
道路整備班	道路整備課	1 部内各班の総合調整及び災害対応に関すること。
道路管理班	道路管理課	1 道路・橋梁及び街路樹の巡視に関すること。 2 被災道路・橋梁及び街路樹の応急措置に関すること。 3 道路等の被害の収集取りまとめ及び関係諸機関への報告等に関すること。 4 土木機械等による水防活動の協力に関すること。
治水班	治水課	1 河川及び水路の巡視に関すること。 2 河川及び水路の被害の収集取りまとめ及び関係諸機関への報告等に関すること。 3 水門及び樋門等に関すること。
公園緑地班	公園緑地課	1 公園緑地の巡視に関すること。 2 被災公園等の応急措置に関すること。
区画整理班	区画整理課	1 区画整理区域内の道路・水路の巡視に関すること。 2 被災道路・水路の応急措置に関すること。
水道班	上下水道局総務課 上水道整備課 浄水課	1 応急給水に関すること。 2 給水施設の管理保全に関すること。 3 被災上水道施設の応急措置に関すること。
下水道班	下水道施設課 下水道整備課	1 公共下水道施設等の災害対策及び応急措置に関すること。 2 水門及び樋門等に関すること。 3 公共下水道施設等の巡視に関すること。
消防本部 総務班	総務課	1 水防資器材等の調達に関すること。 2 消防機関の公務災害に関すること。 3 消防団との連絡調整及び消防団の活動記録に関すること。 4 消防機関の保健衛生に関すること。 5 消防機関の報道対応に関すること。 6 消防機関の広聴（苦情）に関すること。 7 消防機関の個人情報に関すること。 8 水防経費に関すること。
消防本部 予防班	予防課	1 広報活動に関すること。 2 情報収集に関すること。 3 消防機関の報道対応の支援に関すること。 4 危険物の対応に関すること。

消防本部 警防班	警防課	1 消防機関の警防本部設置に関する事。 2 消防機関の警戒本部設置に関する事。 3 消防機関の作戦会議に関する事。 4 消防活動の記録に関する事。 5 消防機関の災害記録に関する事。 6 警防救助資機材の運用に関する事。 7 水防活動統制に関する事。 8 水防本部との連絡調整に関する事。 9 水防倉庫の管理に関する事。 10 水防訓練に関する事。 11 消防機関の現場指揮本部の設置に関する事。 12 消防機関の災害現場における指揮に関する事。 13 消防機関の災害現場における安全管理に関する事。 14 消防機関の災害現場における情報収集に関する事。 15 消防機関の災害現場における記録に関する事。 16 火災原因調査及び損害調査に関する事。
消防本部 救急班	救急課	1 火災等現場の情報収集に関する事。 2 救急活動の支援に関する事。 3 救急活動の記録に関する事。 4 医療機関との連携に関する事。 5 救急資器材の運用に関する事。 6 消防機関の現場指揮本部の支援に関する事。
消防本部 通信指令班	通信指令課	1 消防機関の出動指令に関する事。 2 消防通信統制に関する事。 3 消防相互応援協定等に基づく応援要請に関する事。 4 消防関係機関への連絡に関する事。 5 消防職員の非常招集に関する事。 6 通信記録に関する事。 7 気象注意報・警報・特別警報等の受信及び伝達に関する事。
水防活動班	消 防 署 ・ 消 防 団	1 水位観測・警戒巡視及び広報に関する事。 2 水防作業の現地指導等に関する事。 3 救急活動、救助活動、避難誘導に関する事。 4 水防備蓄資材・物品等の配分、調達に関する事。 5 水防倉庫の資器材管理に関する事。 ※ 消防団は、消防長又は消防署長の管轄の下で、河川の洪水の被害に対する警戒、防御その他の作業にあたるものとする。
支所班	支 所	1 支所管内の河川、道路等の状況把握及び情報収集に関する事。 2 支所管内の災害対策に係る調整に関する事。 3 支所管内の被害情報の収集取りまとめ及び水防本部への報告に関する事。 4 水防本部等との連絡調整に関する事。

備考

- この事務分担に定めのない事項については、伊勢崎市地域防災計画に定める各部署、各班の事務分掌による。
- 消防本部（各班）は、備考１のほか、伊勢崎市警防規程（平成２７年伊勢崎市消防本部訓令甲第１号）に定める警防本部の事務分担を準用する。

第3 水防本部の設置等

1 水防本部の設置

(1) 水防管理者は、洪水等により水防活動の必要があると認めるときは、本庁に水防本部を設置し水防事務を処理する。ただし、予報の場合は、諸状況を判断のうえ必要があると認めたときに限り設置するものとする。

(2) 水防本部事務局は、安心安全課に置く。

(3) 水防本部は、伊勢崎市地域防災計画に定める災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に統合され水防事務を処理するものとする。

2 水防本部の廃止

水防管理者は、本市の区域について水害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は水害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

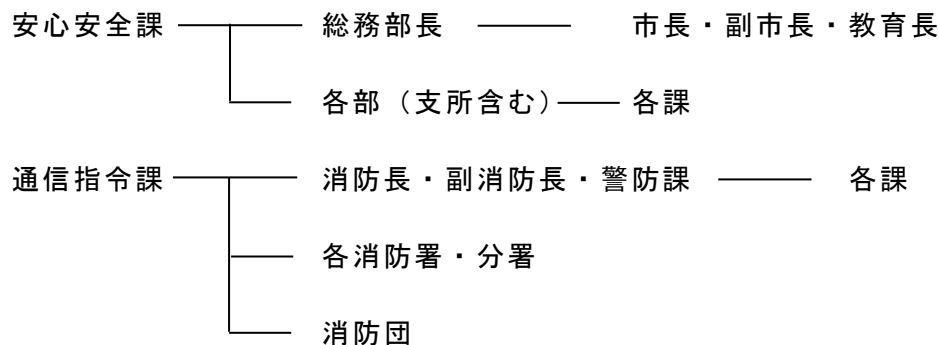
3 設置、廃止の通知

水防管理者は、水防本部を設置又は廃止したときは、直ちに次のとおり関係機関に通知する。

通知先	通知の方法	連絡担当
水防組織内の各班	庁内放送・電話・口頭・その他迅速な方法	総務部 安心安全課
群馬県（伊勢崎土木事務所経由）	電話・ファクシミリ・文書・口頭 その他迅速な方法	
伊勢崎警察		
報道機関		

第4 市の伝達系統

第4章の洪水予報、第6章の水防警報・水位情報が国土交通省、気象庁、県から伝達された場合等における本市の伝達系統は、次のとおりとする。



第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

重要水防箇所の指定基準は、別表第1-1、市内の重要水防箇所は、別表第1-2、付図①及び付図②のとおりである。

第4章 洪水予報

第1 気象庁が行う気象注意報・警報

1 注意報・警報の種類及び発表基準

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次表のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報 (警戒レベル2)	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表 市内の区域で下記の基準に到達することが予想される場合 表面雨量指数基準：11、土壌雨量指数基準：100
水防活動用気象警報	大雨警報 (警戒レベル3相当情報)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表 市内の区域で下記の基準に到達することが予想される場合 表面雨量指数基準：21
	大雨特別警報 (警戒レベル5相当情報)	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるときに発表
水防活動用洪水注意報	洪水注意報 (警戒レベル2)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表 市内の区域で下記の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準 利根川流域＝79.7、広瀬川流域＝19.3、 藤川流域＝5.4、菰川流域＝6.1、粕川流域＝14.2、 早川流域＝15.1、大川流域＝4.6、荒砥川流域＝14.4 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせ 利根川流域＝（5、79.7）、早川流域＝（5、15.1）、 広瀬川流域＝（7、19.3）、菰川流域＝（5、5.8）、 大川流域＝（5、4.5） 指定河川洪水予報による基準：利根川上流部[八斗島]
水防活動用洪水警報	洪水警報 (警戒レベル3相当情報)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表 市内の区域で下記の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準 利根川流域＝99.7、広瀬川流域＝24.2、 藤川流域＝6.8、菰川流域＝7.7、粕川流域＝17.8、 早川流域＝18.9、大川流域＝5.7、荒砥川流域＝18.1 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせ 早川流域＝（14、17.2）、広瀬川流域＝（12、21.7） 菰川流域＝（8、6.4） 指定河川洪水予報による基準：烏川流域[岩鼻]、 利根川上流部[八斗島]

備考 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

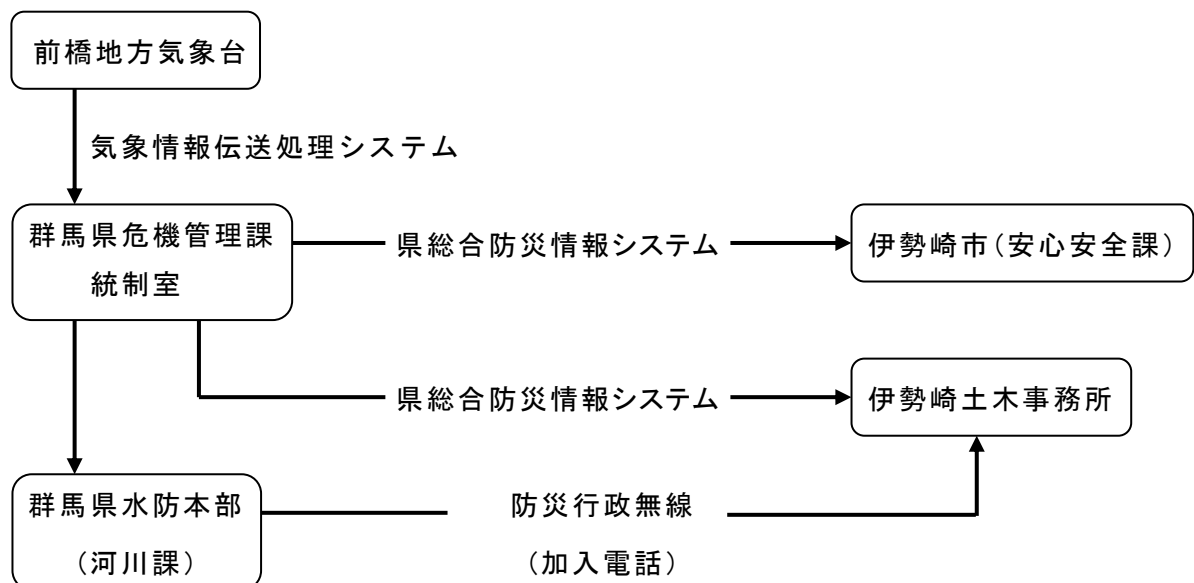
気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水並びに洪水のキキクル(危険度分布)、及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(気象庁HP参照)

2 法第10条第1項の規定等に基づく気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

○ 気象注意報・警報等伝達系統図



第2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

1 洪水予報の種類及び発表の基準

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通省と気象庁が共同で発表する洪水予報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

洪水予報の種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報)	予報区域の基準水位観測所(基準水位観測所が複数ある時は最も危険度の高い基準)の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報)	予報区域の基準水位観測所(基準水位観測所が複数ある時は最も危険度の高い基準)の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報)	予報区域の基準水位観測所(基準水位観測所が複数ある時は最も危険度の高い基準)の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報)	氾濫が発生したとき。
氾濫注意情報 (警戒情報解除) 洪水注意報 (警報解除)	避難判断水位を下回ったとき。
氾濫注意情報解除 (洪水注意報解除)	氾濫注意水位を下回ったとき。

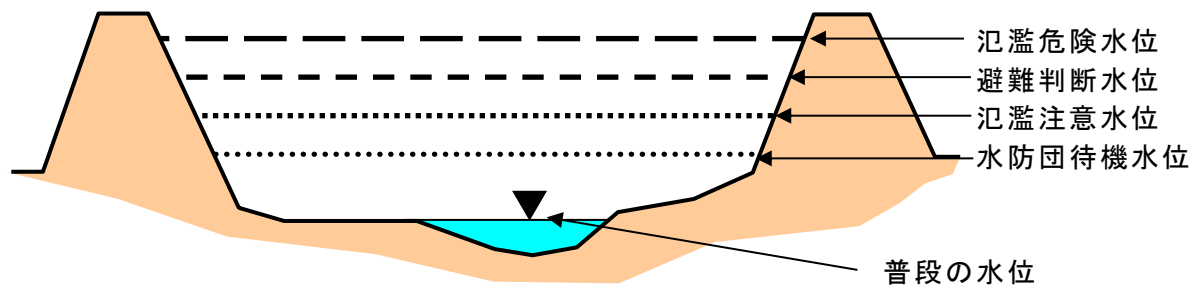
2 洪水予報の実施河川名・実施区域・基準水位観測所・水位情報

発表者：国土交通省関東地方整備局・気象庁大気海洋部

河川名	洪水予報実施区域		洪水予報基準 水位観測所		水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水 位
	左岸	右岸	名称	所在地					
利根川	自 伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先	自 佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先	八斗島	伊勢崎市八斗島町	0.80 m	1.90 m	3.10 m	4.10 m	5.28 m
	至 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先	至 江戸川分派点	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70 m	5.00 m	7.60 m	9.20 m	9.90 m
広瀬川	自 伊勢崎市境中島字向川原 10 番 1 地先 至 利根川への合流点	自 伊勢崎市境中島字石島 1082 番 1 地先 至 利根川への合流点	八斗島	伊勢崎市八斗島町	0.80 m	1.90 m	3.10 m	4.10 m	5.28 m

※観測所の位置は、付図⑥水防倉庫及び水位観測所位置図(市外は除く。)を参照

【参考 水位情報について】



- ※ 氾濫危険水位
 - ・市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位
 - ・住民の避難判断の参考となる水位
- ※ 避難判断水位
 - ・市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
 - ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位
- ※ 氾濫注意水位
 - ・水防団の出動の目安となる水位
- ※ 水防団待機水位
 - ・水防団が出動のために待機する目安となる水位

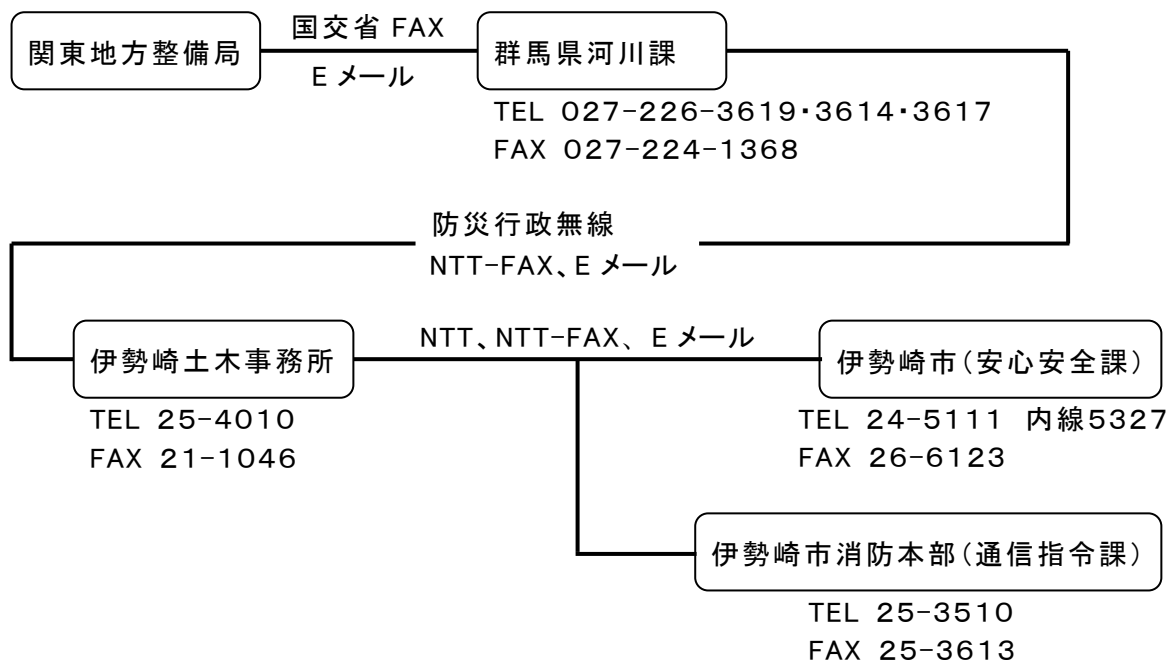
3 洪水予報の伝達系統

国土交通省と気象庁が共同で発表する洪水予報の伝達系統は、次のとおりである。

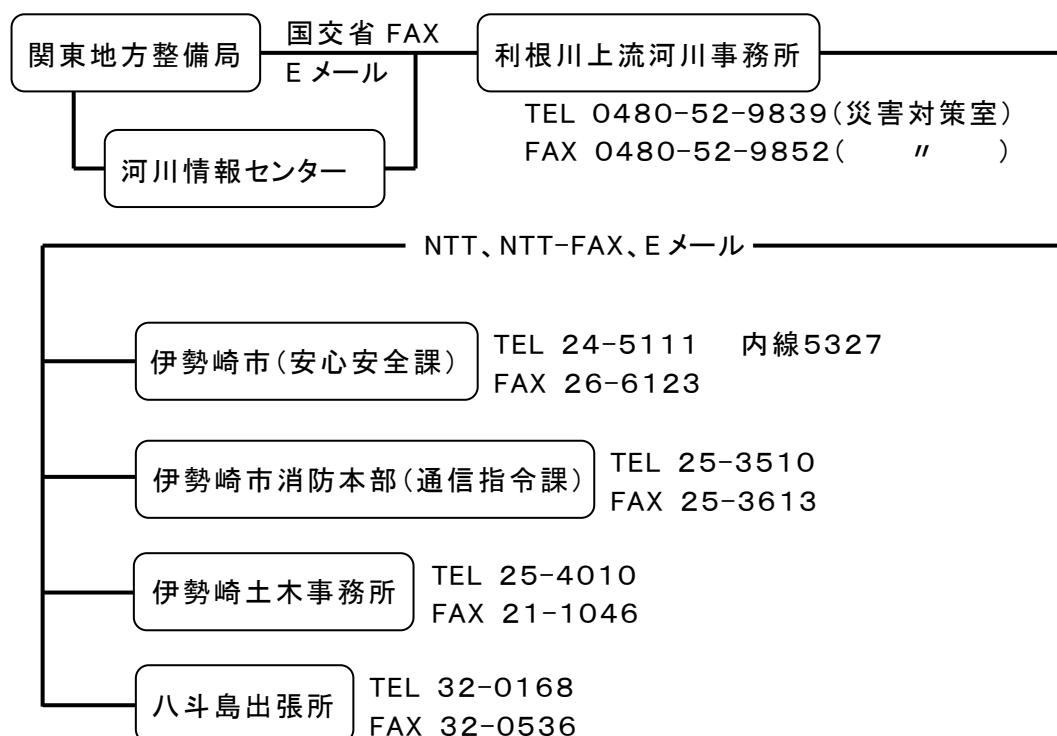
また、洪水予報の発表状況は、気象庁ホームページ、群馬県総合防災情報システム端末からも情報を得ることができる。

なお、指定河川洪水予報は、気象庁又は気象台から気象注意報・警報と同様に伝達されます。

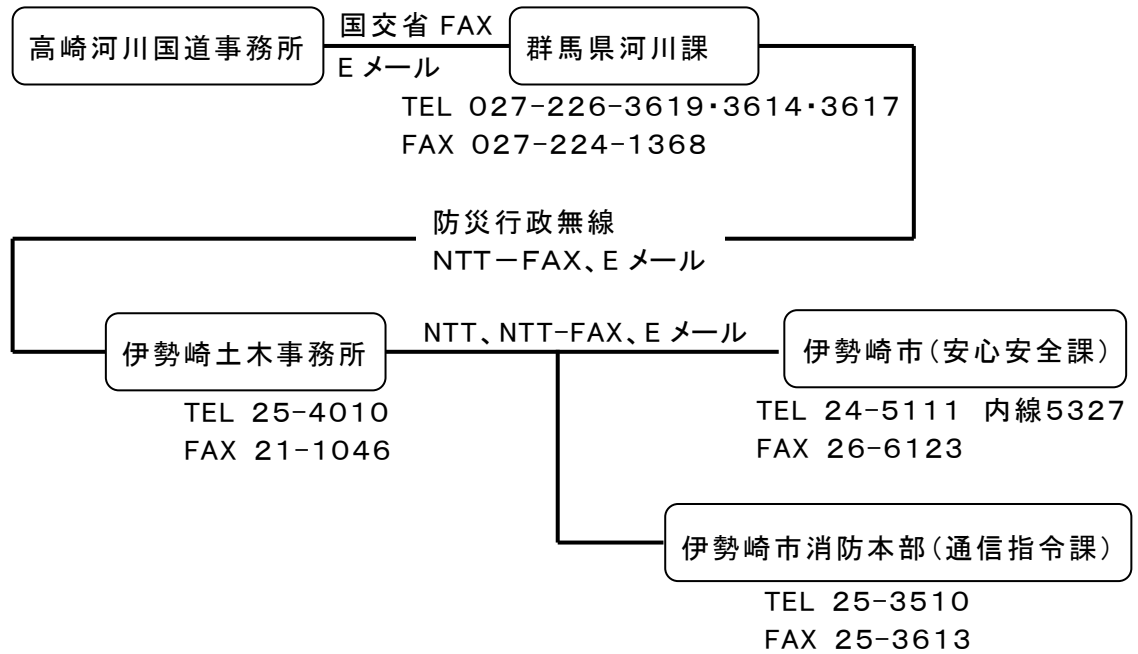
○ 利根川上流部（八斗島） 基本系



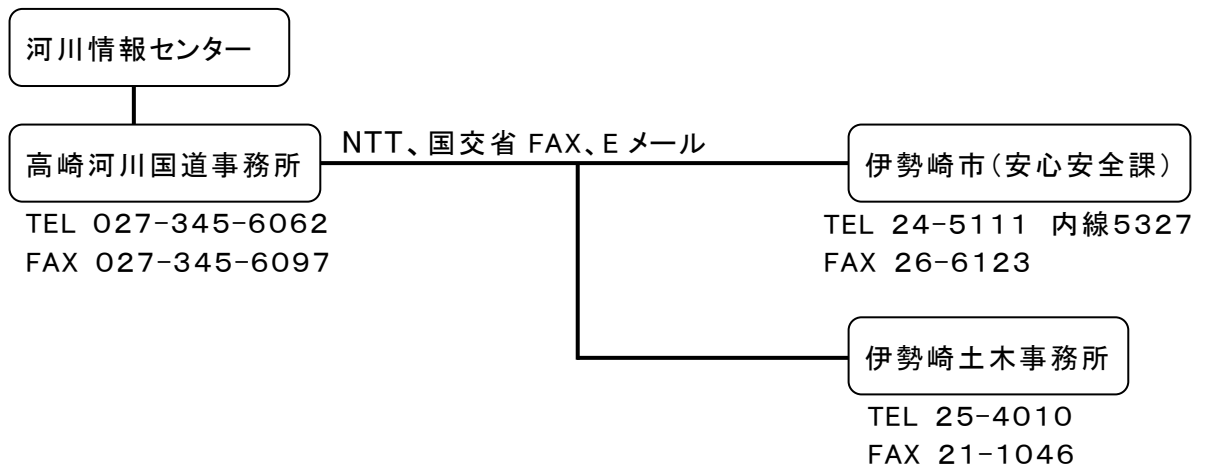
○ 利根川上流部（八斗島） 補助系



○ 烏川・神流川 基本系



○ 烏川・神流川 補助系



第5章 洪水予報時の処置

洪水予報の通報を受けたときの住民への周知、避難誘導等の処置については、伊勢崎市地域防災計画の「3. 風水害・雪害災害応急対策編 第1章 災害発生直前の対策」の定めるところによる。
(別表第4「指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所」 参照)

第6章 水防警報・水位情報の通知及び周知

第1 国土交通省及び県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の発表基準

1 法第16条に基づき国土交通省又は県が行う水防警報の発表基準

種類、内容及び発表基準は、おおむね次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	1 気象予・警報等あるいは、河川状況により、特に必要と認めるとき。 2 水防団待機水位に達したとき。または、氾濫注意水位以下に下降したとき。 (知事のみ)
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の準備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により 氾濫注意水位 を越えるおそれがあるとき。 または水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの	洪水警報等により、または、既に 氾濫注意水位 を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	(国土交通大臣) 氾濫注意水位以下に下降したとき、または氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 (知事) 水防団待機水位以下に下降したとき、または水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

2 県が行う水位情報の通知及び周知の発表基準

基準水位観測所で、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、発表を行うこととされているが、可能な範囲で情報を追加して発表を行うものとされている。

第2 国土交通省が水防警報を行う指定河川・実施区域・基準水位観測所・水位情報

発表者：利根川上流河川事務所

指定河川	水防警報実施区域		基準水位観測所		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
	左岸	右岸	名称	所在地					
利根川	自 伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先 至 太田市古戸町 75 番 1 地先	自 佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先 至 熊谷市俵瀬字千通 780 番 1 地先	八斗島	伊勢崎市八斗島町	0.80 m	1.90 m	3.10 m	4.10 m	5.28 m
広瀬川	自 伊勢崎市境中島字向川原 10 番 1 地先 至 幹川合流点	自 伊勢崎市境中島字石島 1082 番 1 地先 至 幹川合流点	八斗島	伊勢崎市八斗島町	0.80 m	1.90 m	3.10 m	4.10 m	5.28 m

第3 県が水防警報又は水位情報の通知及び周知を行う河川・区域・基準水位観測所・基準水位

河川名	区 域	基準水位観測所	基準水位 (m)				氾濫開始相当水位	発表者
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位		
利根川	左岸：坂東橋（渋川市北橋町下箱田） ～直轄上流端（伊勢崎市柴町）	大正橋	3.70	4.60	5.70	6.69	7.85	渋川土木事務所長
	右岸：大正橋（渋川市下郷） ～直轄上流端（佐波郡玉村町小泉）	県庁裏	3.00	3.50	3.68	4.88	6.48	前橋土木事務所長
		上福島	2.50	3.70	3.70	5.24	8.43	伊勢崎土木事務所長
広瀬川	左岸：桃ノ木川合流点（前橋市上増田町） ～利根川合流点	三 光	2.00	2.50	2.80	3.82	5.54	〃
	右岸：桃ノ木川合流点（前橋市駒形町） ～利根川合流点	下武士	3.00	4.00	6.00	6.65	7.94	〃
粕川	左岸：赤堀橋（伊勢崎市市場町） ～広瀬川合流点	八 幡	2.00	3.10	3.90	4.39	5.49	〃
	右岸：赤堀橋（伊勢崎市赤堀今井町） ～広瀬川合流点	境保泉	2.80	4.20	—	—	—	〃 (水防警報のみ)
葦川	左岸：伊勢崎市葦塚町～広瀬川合流点	堀 口	1.10	1.40	1.70	2.20	2.32	伊勢崎土木事務所長
	右岸：伊勢崎市葦塚町～広瀬川合流点	松原橋	2.10	2.80	3.30	3.87	4.42	〃
荒砥川	左岸：大川橋（前橋市大胡町） ～広瀬川合流点	大 胡	1.80	2.20	3.70	3.97	4.72	前橋土木事務所長
	右岸：大川橋（前橋市大胡町） ～広瀬川合流点	下増田	2.20	2.60	3.10	3.62	5.07	〃

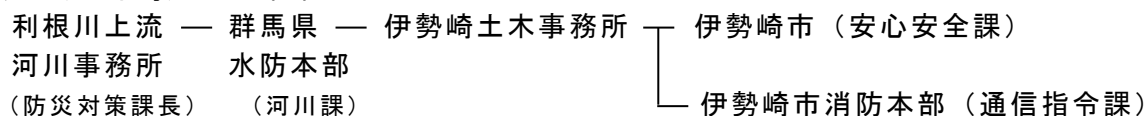
※観測所の位置は、付図⑥水防倉庫及び水位観測所位置図（市外は除く。）を参照

※荒砥川の区域について、広瀬川合流点付近の一部に本市が含まれている。

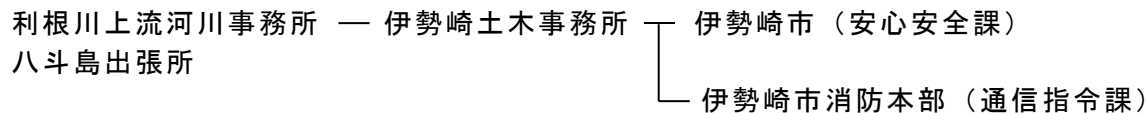
第4 水防警報又は水位情報の伝達系統

1 国土交通省が行う水防警報の伝達系統

◎利根川（八斗島） 基本系

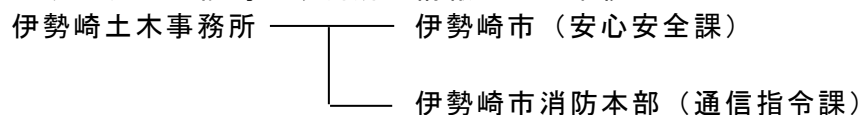


◎利根川（八斗島） 補助系

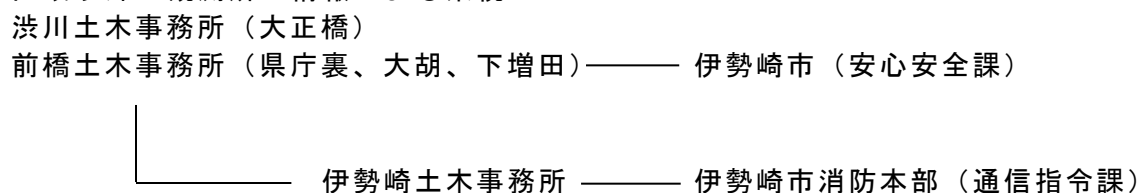


2 県が行う水防警報又は水位情報の伝達系統

◎本市区域内及び上福島の観測所の情報による系統



◎本市区域以外の観測所の情報による系統



※ 雨量及び水位情報等は、国土交通省又は県が行う水防警報及び水位情報の通知及び周知によるほか、次の方法により情報収集にあたる。

ホームページ 「国土交通省 川の防災情報」「群馬県水位雨量情報システム」
「群馬県リアルタイム水害リスク情報システム」「気象庁」
群馬県総合防災情報システム端末

第 7 章 堰及び水門の操作

- 第 1 堰及び水門（以下「水門等」という。）の責任者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作者に連絡しなければならない。
- 第 2 水門等の操作は、水防本部内で雨量水位等情勢を判断し、責任者に開閉させるものとする。また、水防本部の指示により開閉を行い終了した場合には、直ちに水防本部に報告するものとする。
水防本部は、水門等の操作の終了報告を受けたときは、直ちに伊勢崎土木事務所に報告するものとする。
- 第 3 水門等の責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異常を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに水門等の管理者に報告しなければならない。
- 第 4 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。
- 第 5 水防上重大な関係を有する水門等は、別表第 2 及び付図③、④、⑤のとおりである。

第 8 章 水防施設及び輸送

- 第 1 水防倉庫及び水防資器材は、別表第 3 及び付図⑥のとおりである。
充用後は、理由と数量を速やかに水防管理者に報告するものとする。
- 第 2 輸送の確保
水防時における輸送経路については、水防本部において管内各所からの通報に基づき、その状況を把握し、通行路線を的確に定め、輸送の正確を図るものとする。

第9章 水 防 活 動

第1 職員の非常配備

水防管理者は、県より水防警報等の通知を受けたとき、又は洪水等による危険があると予想されたときは、次の基準により非常配備につかせるものとする。

配備区分	発令基準	配備内容
初期配備	前橋地方気象台から大雨・洪水のいずれかの注意報が発せられたとき。	水防本部設置前の警戒態勢とし、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限度の配備とする。
1号配備	今後の気象状況に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生まで、かなりの時間的余裕のあるとき。	水防本部設置の配備態勢とし、情報収集活動等を主とし、事態の推移によっては、直ちに2、3号配備の動員、その他の活動ができる態勢 (各所属の約25%に相当する人数)
2号配備	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられるとき。	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なくできる態勢 (各所属の約50%に相当する人数)
3号配備	事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき。	職員全員によって、水防活動ができる態勢 (全職員)
注意事項	1 この指令は、事態に応じ1号配備から直ちに3号配備を発令する場合もある。 2 水防組織を構成する各班は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想される場合は、自発的に出動しなければならない。 3 1号配備以上又は水防本部長・消防長の待機指示があった場合には、職員は自宅待機等をしなければならない。 4 消防職員の配備は、消防本部で定める非常招集基準による。 5 消防団員の配備は、消防団長が決定する。	

第2 水防活動

1 巡視警戒

(1) 水防管理者は、気象又は水防の予警報が発せられたときや気象状況により水防の必要が予知される場合又は地震による堤防の漏水、沈下等のおそれがある場合は、巡視員を派遣して区域内の堤防その他水防に関する工作物等の巡視警戒にあたる。

(2) 巡視員は、水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告しなければならない。

なお、巡視にあたって留意すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ア 川側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 居住地側の堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂
- エ 排・取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締まり具合
- オ 橋梁その他の構造物と取付部分の異常
- カ 堤防から水があふれる状況

(3) 消防団は、管轄する区域における河川等の巡視・警戒等にあたる。

(4) 別表第1－2に掲げる重要水防箇所は、巡視警戒上、重要な箇所である。

2 水防活動

水防管理者は、水防法第16条の規定に基づく水防警報が発令されたとき、又は河川の水位が知事の定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防機関を次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。この場合、次頁の付表1により直ちに出動状況を土木事務所長に報告するものとする。

(1) 待 機

待機命令は、次の状況の際に発するものとし、消防機関の連絡員を本部に詰めさせるものとする。また、消防長は、その後の情勢を把握することに努めるとともに、状況に応じて消防機関の要員を直ちに、次の段階に入れるような態勢におくものとする。

待機基準	1 洪水予・警報等、河川状況により必要と認められるとき。 2 県水防本部が待機の態勢に入ったとき。 3 水防警報（待機）が発せられたとき。
------	---

(2) 出動準備

出動準備命令は、次の状況の際に発するものとし、消防機関の責任者は、所定の詰所に集合し、水位観測所、堤防巡視等のため、一部要員を出動させること。

出動準備基準	1 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。 2 気象状況等により水害の危険が予知されるとき。
--------	---

(3) 出 動

出動命令は、次の状況の際に発令するものとし、消防機関の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につくものとする。

出動基準	1 水防警報（出動）が発せられたとき。 2 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。 3 急激な豪雨があったとき。 4 堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき。
------	--

(4) 解 除

解除基準	1 水防活動を必要とする増水状況が解消したと水防管理者が判断したとき。 2 当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報が解除されたとき。
------	---

様式－1

水防活動速報報告書

(水防管理団体名：)

令和 年 月 日

作成責任者

水防実施箇所	左 川 岸 右		市 地先 群馬県 町 村	
日 時	月 日 時現在			
出 動 人 員	水 防 団 員	消 防 団 員	そ の 他	合 計
水防作業の概要および工法	作業概要： 実施工法名： (概略の作業量)			
備 考				

3 安全配慮

水防活動（水防作業・避難誘導）は、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して実施するものとし、安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため隊員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、隊員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 現場活動中、隊員が自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。

4 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者及び水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

6 その他

消防団の水防活動の詳細については、別に定める。

第 10 章 決壊時の処置

第 1 通 報

堤防その他の施設に決壊及びこれに準ずべき事態が生じたときは、水防管理者は、直ちに土木事務所長、利根川上流河川事務所（八斗島出張所経由）及び氾濫する方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

なお、水防管理者は、決壊後であっても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第 2 避難のための立退き

1 立退きの指示

水防管理者は、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、信号及び広報車等を利用し、避難のための立退き又はその準備を指示するとともに、当該区域を管轄する警察署長に通報するものとする。

2 立退き予定地等住民への周知

水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長及び消防長と協議のうえ、立退き予定先、経路等を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。

避難場所は別表第4のとおりである。

第11章 水防標識・信号及び身分証明

第1 水防標識

水防作業を、迅速かつ規律正しい団体行動とするため、次の標識を定める。

1 水防要員の標識

(1) 市職員の標識は、所定の作業服の着用をもって水防標識に替える。

(2) 消防機関に属する者の標識は、伊勢崎市消防吏員の貸与品に関する規則（平成17年伊勢崎市規則第182号）及び伊勢崎市消防団員の貸与品に関する規則（平成17年伊勢崎市規則第189号）に定める服装の着用をもって水防標識に替える。

2 水防用車両の標識

水防用緊急自動車は、消防用自動車又は救急用自動車をもってこれに替える。

第2 水防信号

法第20条第1項の規定により水防に用いる信号は、次のとおりである。

（平成6年2月22日群馬県告示第106号）

種 類	説 明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第2信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
備 考			
1 信号は適宜の時間継続すること。			
2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。			
3 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。			
4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

第3 身分証明書

法第49条第2項の規定により本市の水防要員が携帯する証票は、次のとおりとする。ただし、消防職員は「消防職員手帳」又は「立入検査証」を、消防団員は「消防団員証」をもってこれに替える。

(表)

第	号
身分証票	
職氏名	
生年月日	
上記の者は水防法第49条に基づく 職員であることを証する。	
年	月 日
伊勢崎市長	印

(裏)

水防法抜粋
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第12章 協力応援

第1 河川管理者の協力及び援助（直轄河川）

河川管理者国土交通省関東地方整備局長は、自らの業務に照らし可能な範囲で、本市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 本市に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 本市に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- 3 堤防又はダムが決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く。）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- 4 重要水防箇所の手合点検の実施
- 5 本市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 6 本市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 7 本市の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2 河川管理者の協力及び援助（県管理河川）

河川管理者群馬県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、本市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 本市に対して、河川に関する情報（県管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- 2 本市に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- 3 堤防又はダムが決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く。）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- 4 重要水防箇所の合同点検の実施
- 5 本市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 6 本市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 7 本市の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3 水防管理者は、水防のため緊急の必要がある時は、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対し、応援要請を行うものとする。

第4 他の水防管理者等から応援を求められたときは、本市において水防活動を行う必要があるため応援の余裕がない場合その他やむを得ない事情がある場合以外は、応援を行うものとする。

第5 応援出動する部隊は、次のとおりとする。

- 1 消防本部の応援部隊は、消防長が指名する。
- 2 消防団の応援部隊は、消防団長が指名する。

第6 法第23条の規定により、応援のために要する費用は、応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、細部については、その都度協議して定めるものとする。

第 13 章 埼玉県との水防事務（対象河川・利根川）

第 1 群馬県と埼玉県は、両県が所管する雨量、水位情報、洪水予報、水位情報、水防警報、両県双方に関係する水防活動情報及び被害情報、両県双方の水防計画等について、情報を交換する。

第 2 伝達系統

◎群馬県から埼玉県へ

群馬県水防本部 → 埼玉県水防本部 → 埼玉県各水防支部 → 関係水防管理団体

◎埼玉県から群馬県（本市）へ

埼玉県水防本部 → 群馬県水防本部 → 伊勢崎土木事務所 → 伊勢崎市

第 3 群馬県及び埼玉県は、応援活動が両県にまたがるときは、水防管理団体間の連絡、応援内容及び方法の調整、水防情報の提供、費用の負担協議が定まらないときの調整等について、支援、調整する。

第 4 本市と埼玉県の水防管理団体等との応援内容は、部隊の派遣、水防用資器材の提供その他の応援活動全般とする。

第 5 応援の方法

- 1 応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動するものとする。
- 2 応援のために要する費用は、応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、細部については、その都度協議して定めるものとする。
- 3 消防長が埼玉県の水防管理者等から応援要請を受けた場合は、本市水防管理者に意見を求める。

第 1 4 章 関係機関

	機 関 名	所 在 地	電 話	NTTFAX 番号
国 関 係	国土交通省利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市	0480-52-3956	0480-52-9529
	〃 八斗島出張所	伊勢崎市八斗島町	32-0168	32-0536
	国土交通省高崎河川国道事務所	高崎市	027-345-6041	027-345-6091
	〃 高崎出張所	〃	027-322-2597	027-322-2592
	前橋地方気象台	前橋市	027-896-1220	027-896-1593
群 馬 県 関 係	群馬県庁（代表）	〃	027-223-1111	
	群馬県水防本部（群馬県河川課）	〃	027-226-3619 3614 3617	027-224-1368
	群馬県総務部危機管理課	〃	027-226-2244	027-221-0158
	伊勢崎土木事務所	伊勢崎市安堀町	25-4010	21-1046
	前橋土木事務所	前橋市	027-234-4224	027-236-7589
	渋川土木事務所	渋川市	0279-22-4055	0279-23-9280
本 市 関 係	伊勢崎市役所（代表）	伊勢崎市今泉町二丁目	24-5111	26-6123
	伊勢崎市安心安全課	〃	27-2706	26-6123
	赤堀支所	伊勢崎市西久保町一丁目	62-1151	62-7638
	あずま支所	伊勢崎市東町	62-1311	62-5542
	境支所	伊勢崎市境	74-1111	74-6417
消 防 機 関	伊勢崎市消防本部（代表）	伊勢崎市今泉町二丁目	25-3510	25-3613
	〃 警防課	〃	25-3916	26-9995
	伊勢崎消防署	〃	25-3918	25-3650
	〃 北分署	伊勢崎市鹿島町	25-5247	50-8198
	〃 南分署	伊勢崎市堀口町	32-0062	32-9695
	〃 西分署	伊勢崎市宮古町	21-4545	50-8126
	赤堀消防署	伊勢崎市西久保町二丁目	62-0230	62-0119
	東消防署	伊勢崎市東小保方町	62-8980	40-9167
	境消防署	伊勢崎市境木島	27-9119	76-0019
	玉村消防署	佐波郡玉村町	65-2982	65-3157
そ の 他	伊勢崎警察署	伊勢崎市鹿島町	26-0110	23-7033
	玉村町役場	佐波郡玉村町	65-2511	65-2592
	玉村町交番	佐波郡玉村町	65-2052	65-2052
	埼玉県庁	埼玉県さいたま市	048-824-2111	
	埼玉県河川砂防課	〃	048-830-5137	048-830-4865

第 15 章 公用負担

第 1 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示するものとする。

公 用 負 担 権 限 委 任 証	
職	氏 名
上記の者に、〇〇区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。	
年	月 日
伊 勢 崎 市 長	印

第 2 公用負担命令票

法第 28 条の公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公 用 負 担 命 令 票				
負担者 住所		氏 名		
物 件	数 量	(負担内容・使用内容処分)	期 間	摘 要
年		月	日	
伊 勢 崎 市 長			印	

※水防法抜粋

(公用負担)

- 第 28 条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第 16 章 水防配備の解除

水防管理者は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制の解除を命ずるとともに一般に周知させ、その旨を土木事務所長に報告するものとする。

第 17 章 被害報告

水害の発生した場合の被害調査及び報告については、伊勢崎市地域防災計画の「3. 風水害・雪害災害応急対策編 第2章 第1節 災害情報の収集・連絡」の定めによるものとする。

第 18 章 水防報告

第 1 水防活動に従事した各班及び消防団等は、水防活動終了後、速やかに水防実施状況を水防管理者に報告するものとする。

第 2 水防管理者は、上記第 1 の報告内容について取りまとめ、水防活動終了後、2 日以内に県水防計画の定めによる次頁の付表 2 の(1)（水防実施状況報告書）、(2)（水防実施箇所別表）及び(3)（水防活動報告書）により土木事務所を経由し、知事に報告するものとする。

付表2
(1)

水 防 実 施 状 況 報 告 書									
群馬県知事 殿				令和 年 月 日					
				水 防 管 理 者 名 (または土木事務所長名)					
令和 年 月 日から 月 日の(何々)に際し実施した水防活動が終結したので、水防実施箇所別表を添え、下記のとおり報告します。									
記									
水 防 作 業 実 施 日 時		自 月 日 時 至 月 日 時		水防作業実施箇所数		箇所			
出 動 人 員	県(市町村)職員延 人		水防団員延 人		消防団員延 人		その他延 人		合 計
	人 件 費	円	資材物件費	円	資材 円	燃料 円	その他 円		
所 要 経 費	手 当	円	その他 円	資材 円	器材 円	燃料 円	その他 円	円	
出水の概要									
水防作業の概況 及びその効果									

(3) 水防活動報告書

令和〇〇年台風〇〇号における水防活動
(群馬県〇〇市消防団・令和〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水、各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇〇/〇〇～〇〇/〇〇 約〇〇時間	〇〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第 19 章 会議及び訓練

第 1 水防会議

- 1 防災担当は、水防組織を構成する各班の担当者を招集し、年 1 回以上、水防会議を開催する。
- 2 水防会議は、次の項目について協議する。
 - (1) 水害対応について
 - (2) 水防資器材の備蓄状況について
 - (3) 水防訓練について
 - (4) その他

第 2 防災会議

水防計画を調査審議する場合は、伊勢崎市防災会議に諮るものとする。

(伊勢崎市防災会議条例第 2 条)

第 3 水防訓練

- 1 指定管理団体は、毎年水防訓練を行わなければならない。(法第 32 条の 2)
- 2 水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、単独又は関係団体との連合あるいは合同で実施するものとする。
- 3 水防訓練は、次のとおりとする。
 - (1) 水防本部の設置及び運用訓練
 - (2) 重要水防区域の現場巡視
 - (3) 避難・広報訓練
 - (4) 工法（各水防工法）実施訓練
 - (5) 図上訓練
 - (6) 総合訓練

別表第 1 - 1 (第 3 章関係)
重要水防箇所指定基準 (国管理河川)

(令和6年度 利根川上流洪水対策計画書参照)

種 別	重 要 度		
	階 級		
	A (=水防上最も重要な区間)	B (=水防上重要な区間)	要 (=要注意区間)
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴があり、安全が確認されていない箇所。機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基盤漏水に関係する変状の履歴があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴があり、安全が確認されていない箇所。堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が、深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

*堤防脆弱性 t =冠水時間(洪水継続時間)/浸透水が裏のりに達するまでの時間

重要水防箇所指定基準（県管理河川）

（令和6年度 群馬県水防計画参照）

種 別	重 要 度		
	階 級		
	A（＝水防上最も重要な区間）	B（＝水防上重要な区間）	要（＝要注意区間）
堤防高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位が 現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と 現況の堤防高との差が堤防の計画余 裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、 計画の堤防断面あるいは計画の天端 幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、 計画の堤防断面あるいは計画の天端 幅に対して不足しているが、それぞれ 2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、 その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、 その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、 堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾 配等からみて法崩れ又はすべりが発 生するおそれのある箇所で、所要の対 策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未 施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定 施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧 川跡の堤防であること、あるいは基礎 地盤及び堤体の土質等からみて、漏 水が発生するおそれがある箇所で、所 要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が 深掘れしているがその対策が未施工 の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の 突出箇所で、堤防護岸の根固め等が 洗われ一部破損しているが、その対策 が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕 した実績があるが、その対策が未施工 の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が 深掘れにならない程度に洗掘されてい るが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基 づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管 その他の工作物の設置されている箇 所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁 下高等が計画高水流量規模の洪水の 水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁 下高等と計画高水流量規模の洪水の 水位との差が堤防の計画余裕高に満 たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削す る工事箇所又は仮締切り等 により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇 所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

重点監視区間指定基準（県管理河川）

（令和6年度 群馬県水防計画参照）

種 別	指定基準
浸 透	① 洪水予報河川及び水位周知河川であること。 ② 重要水防箇所位置づけられ、種別が漏水であり重要度がAの区間。
侵 食	① 洪水予報河川及び水位周知河川であること。 ② 重要水防箇所位置づけられ、種別が水衝であり重要度がAの区間かつ人家連単区間。

※ 重点監視区間に指定した箇所については、「別表第1－2 重要水防箇所」の種別の欄に（重点）として記載。

別表第1－2(第3章関係)
重要水防箇所(国管理河川)

(令和6年度 利根川上流洪水対策計画書参照)

付図 号① 対象 番	河川名	担当水防 管理団 体名	重 要 度		左右 岸別	重要水防箇所所在地名			延長 (m)	重要な理由	指定機関
			種別	階級		市町村	町・大字	杆杭位置 (K, m)			
利右 178-2	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	右	伊勢崎	境島村	178.0k 178.0k 上156m	156.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 水衝部深堀れあり	国土交通省 (八斗島出張所)
利右 177-1	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	右	伊勢崎	境島村	178.0k 177.5k 上146m	341.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利右 177-2	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	右	伊勢崎	境島村	177.5k 177.0k 下239m 下244m	492.9	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利右 176-1	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	右	伊勢崎	境島村	177.0k 176.5k 上210m	34.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	国土交通省 (八斗島出張所)
利右 176-2	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	右	伊勢崎	境島村	176.5k 176.5k 上210m 上137m	73.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	国土交通省 (八斗島出張所)
利右 176-3	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	右	伊勢崎	境平塚	176.5k 175.5k 上137m 下254m	1378.8	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	国土交通省 (八斗島出張所)
利右 175-1	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	右	伊勢崎	境平塚	175.5k 175.0k 下254m 上36m	218.8	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利右 175-2	利根川	伊勢崎市	越水(溢水) 基礎地盤 水掘	B B B	右	伊勢崎	境平塚	175.0k 175.0k 上36m 上5m	30.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利右 175-3	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	右	伊勢崎	柴町	175.0k 175.0k 上5m 下35m	39.6	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 186-1	利根川	伊勢崎市	越水(溢水) 基礎地盤 水掘	B B B	左	伊勢崎	柴町	186.5k 186.5k 下20m 下219m	198.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 186-2	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	左	伊勢崎	柴町	186.5k 186.0k 下248m 上109m	139.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性)	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 186-3	利根川	伊勢崎市	(重点) 越水(溢水) 基礎地盤 水掘	B B B	左	伊勢崎	柴町	186.0k 186.0k 上109m 下258m	366.9	危険箇所(越水) 左岸186.0K付近 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 旧川跡	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 185-1	利根川	伊勢崎市	旧川跡	要 B 要	左	伊勢崎	柴町	186.0k 185.5k 下258m 上21m	237.0	旧川跡	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 185-2	利根川	伊勢崎市	旧川跡	要 B 要	左	伊勢崎	柴町	185.5k 185.5k 上21m 下20m	40.2	旧川跡	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 185-3	利根川	伊勢崎市	旧川跡	要 B 要	左	伊勢崎	柴町	185.0k 185.0k 上240m 上78m	161.6	旧川跡	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 185-4	利根川	伊勢崎市	(重点) 越水(溢水) 基礎地盤 水掘	B B B	左	伊勢崎	柴町	185.0k 185.0k 上78m	78.3	危険箇所(越水) 左岸185.0K付近	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 184-1	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	左	伊勢崎	戸谷塚町	185.0k 184.5k 下150m	650.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 184-2	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	左	伊勢崎	戸谷塚町	184.5k 184.5k 下150m 下250m	100.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 184-3	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	左	伊勢崎	戸谷塚町	184.5k 184.0k 下250m 下40m	290.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 183-1	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	左	伊勢崎	福島町	184.0k 183.5k 下40m 下70m	530.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 183-2	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	左	伊勢崎	福島町	183.5k 183.5k 下70m 下250m	180.3	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 183-3	利根川	伊勢崎市	堤体漏水 基礎地盤 水掘	B B B	左	伊勢崎	八斗島町	183.5k 181.5k 下250m 上198m	1549.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)

付図 号① 対象 番	河川名	担当水防 管 理 団 体 名	重 要 度		左 右 岸 別	重要水防箇所所在地名			延長 (m)	重要な理由	指定機関
			種別	階級		市町村	町・大字	杆杭位置 (K, m)			
利左 181-1	利 根 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水 基 礎 地 盤 漏 水 水 衡 洗 掘	B B B	左	伊 勢 崎	八 斗 島 町	181.5k 上198m 181.5k 下253m	450.9	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所 水衝部深掘れあり	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 181-2	利 根 川	伊 勢 崎 市	水 衝 洗 掘	B	左	伊 勢 崎	長 沼 町	181.5k 下253m 181.0k 上207m	45.5	水衝部深掘れあり	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 179-1	利 根 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水	B	左	伊 勢 崎	長 沼 町	180.0k 下250m 179.5k 下95m	345.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 179-2	利 根 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水 旧 川 跡	B 要注	左	伊 勢 崎	長 沼 町	179.5k 下95m 179.5k 下210m	115.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 旧川跡	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 179-3	利 根 川	伊 勢 崎 市	堤体漏水	B	左	伊 勢 崎	境 島 村	179.5k 下210m 178.0k	1291.9	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 177-1	利 根 川	伊 勢 崎 市	基 礎 地 盤 漏 水	B	左	伊 勢 崎	境 島 村	178.0k 上211m 177.5k	290.9	堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 177-2	利 根 川	伊 勢 崎 市	基 礎 地 盤 漏 水 旧川跡	B 要注	左	伊 勢 崎	境 島 村	177.5k 上211m 177.5k 下25m	235.7	堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 177-3	利 根 川	伊 勢 崎 市	基 礎 地 盤 漏 水	B	左	伊 勢 崎	境 島 村	177.5k 下25m 177.0k 上100m	375.2	堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 177-4	利 根 川	伊 勢 崎 市	旧 川 跡	要注	左	伊 勢 崎	境 島 村	177.0k 上75m 176.5k 上30m	546.9	旧川跡	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 175-1	利 根 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水 基 礎 地 盤 漏 水	B B	左	伊 勢 崎	境 平 塚	175.5k 上47m 175.0k	475.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 175-2	利 根 川	伊 勢 崎 市	越 水（溢水） 堤 体 漏 水 基 礎 地 盤 漏 水	B B B	左	伊 勢 崎	境 平 塚	175.0k 上47m 175.0k 上16m	31.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 175-3	利 根 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水 基 礎 地 盤 漏 水	B B	左	伊 勢 崎	境 平 塚	175.0k 上16m 175.0k 下21m	36.6	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 174-1	利 根 川	伊 勢 崎 市	越 水（溢水） 堤 体 漏 水 基 礎 地 盤 漏 水	B B B	左	伊 勢 崎	境 平 塚	175.0k 下21m 175.0k 下99m	78.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 174-2	利 根 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水 基 礎 地 盤 漏 水	B B	左	伊 勢 崎	境 平 塚	175.0k 下99m 174.5k 上167m	256.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 174-3	利 根 川	伊 勢 崎 市	工 作 物	B	左	伊 勢 崎	境 平 塚	174.5k 上200m	1箇所	上武大橋側道橋 桁下高不足かつ流下能力不足	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 174-4	利 根 川	伊 勢 崎 市	工 作 物	B	左	伊 勢 崎	境 平 塚	174.5k 上170m	1箇所	上武大橋 桁下高不足かつ流下能力不足	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 174-5	利 根 川	伊 勢 崎 市	越 水（溢水） 堤 体 漏 水 基 礎 地 盤 漏 水	B B B	左	伊 勢 崎	境 平 塚	174.5k 上167m 174.5k 上157m	10.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 174-6	利 根 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水 基 礎 地 盤 漏 水	B B	左	伊 勢 崎	境 平 塚	174.5k 上157m 174.5k	157.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 174-7	利 根 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水	B	左	伊 勢 崎	境 平 塚	174.5k 下253m 174.5k	252.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	国土交通省 (八斗島出張所)
利左 174-8	利 根 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水	B	左	伊 勢 崎	境 平 塚	174.5k 下253m 174.0k 上35m	217.4	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査）	国土交通省 (八斗島出張所)
広右 0-1	広 瀬 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水 基 礎 地 盤 漏 水	B B	右	伊 勢 崎	境 中 島	1.0k 0.5k 上425m	329.4	堤体の変状が生じる恐れ (安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性	国土交通省 (八斗島出張所)
広右 0-2	広 瀬 川	伊 勢 崎 市	（重点） 越 水（溢水） 堤 体 漏 水 基 礎 地 盤 漏 水 旧 川 跡	要 B B 要	右	伊 勢 崎	境 中 島	0.5k 上425m 0.5k 上389m	36.6	危険箇所（越水） 右岸0.7k付近 堤体の変状が生じる恐れ (安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性 旧川跡	国土交通省 (八斗島出張所)

付図①対象番	河川名	担当水防 管 理 団 体 名	重 要 度		左 右 岸 別	重要水防箇所所在地名			延長 (m)	重要な理由	指定機関
			種別	階級		市町村	町・大字	杆杭位置 (K, m)			
広左 0-1	広 瀬 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水	B	左	伊 勢 崎	境 中 島	1.0k 1.0k 下197m	196.5	堤体の変状が生じる恐れ (安全性照査)	国土交通省 (八斗島出張所)
広左 0-2	広 瀬 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水 旧 川 跡	B 要	左	伊 勢 崎	境 米 岡	1.0k 下197m 0.5k 上132m	72.2	堤体の変状が生じる恐れ (安全性照査) 旧川跡	国土交通省 (八斗島出張所)
広左 0-3	広 瀬 川	伊 勢 崎 市	堤 体 漏 水	B	左	伊 勢 崎	境 米 岡	0.5k 上132m 0.0k 上98m	610.0	堤体の変状が生じる恐れ (安全性照査)	国土交通省 (八斗島出張所)
広左 0-4	広 瀬 川	伊 勢 崎 市	(重 点) 越 水 (溢 水) 堤 体 漏 水 旧 川 跡	要 B 要	左	伊 勢 崎	境 平 塚	0.0k 上98m 0.0k	97.8	危険箇所(越水) 左岸0.0k付近 堤体の変状が生じる恐れ (安全性照査) 旧川跡	国土交通省 (八斗島出張所)

重要水防箇所（県管理河川）

（令和6年度 群馬県水防計画参照）

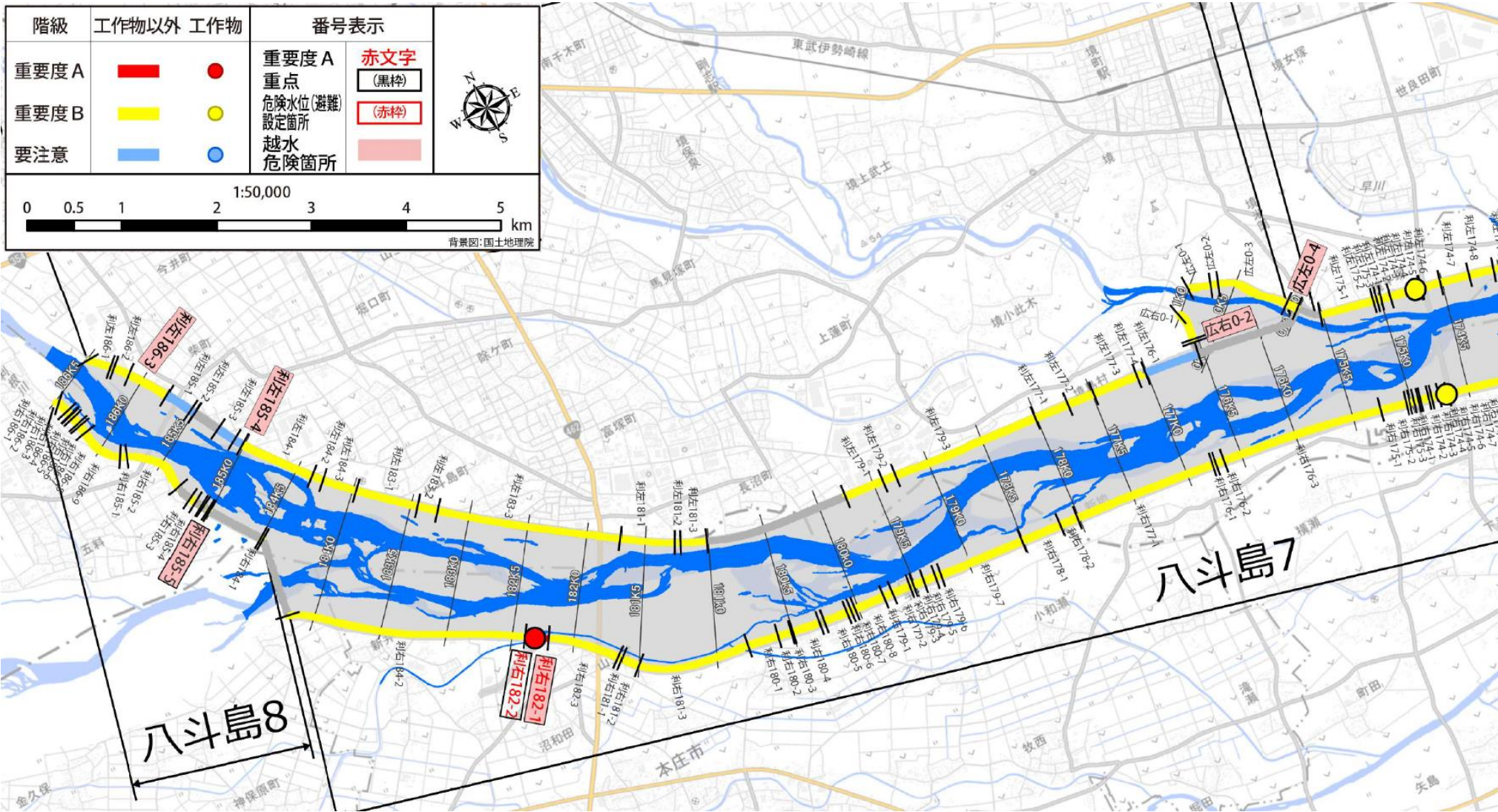
群馬県水防計画 番号	河川名	担当水防管理団体名	重要度		左右岸別	重要水防箇所所在地名			延長 (m)	重要な理由	指定機関
			種別	階級		市町村	町・大字	字			
伊3	利根川	伊勢崎市	堤防断面 高度	A	左	伊勢崎	上之宮町	伊勢玉大橋 上流下流	1400.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊9	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面	B	右	伊勢崎	境中島	中島橋下流	100.0	堤防断面不足	群馬県
伊10	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面	B	右	伊勢崎	境中島	蜷川と広瀬川の 合流地点より上流	150.0	堤防断面不足	群馬県
伊11	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面	B	右	伊勢崎	境小此木	昭和橋下流	700.0	堤防断面不足	群馬県
伊12	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面 高度	B	左	伊勢崎	境下武士	武士橋上流下流	1000.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊13	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面	B	右	伊勢崎	境下武士	武士橋上流	400.0	堤防断面不足	群馬県
伊14	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面 高度	B	左	伊勢崎	境上武士	広瀬川と粕川の 合流地点下流	400.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊15	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面 高度	B	左	伊勢崎	境保泉 馬見塚町 リバー タウン 広瀬 下蓮町	広瀬川と粕川の 合流地点上流	800.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊16	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面	B	右	伊勢崎	大正寺町 茂呂南町	天満橋上流	300.0	堤防断面不足	群馬県
伊17	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面	B	右	伊勢崎	茂呂南町	茂呂大橋下流	200.0	堤防断面不足	群馬県
伊18	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面	B	左	伊勢崎	茂呂南町 美茂呂町	茂呂大橋下流	200.0	堤防断面不足	群馬県
伊19	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面	B	右	伊勢崎	美茂呂町	いせさき大橋 下流	500.0	堤防断面不足	群馬県
伊20	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面	B	左	伊勢崎	茂呂町1丁目	いせさき大橋 上流	200.0	堤防断面不足	群馬県
伊21	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面	B	右	伊勢崎	新栄町	いせさき大橋 上流	200.0	堤防断面不足	群馬県
伊22	広瀬川	伊勢崎市	堤防高	B	左	伊勢崎	茂呂町1丁目 今泉町2丁目 上泉町	いせさき大橋 上流	400.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊23	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面	B	右	伊勢崎	新栄町 連取元町	(主)高崎伊勢崎 線より下流	400.0	堤防断面不足	群馬県
伊24	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面 高度	B	左	伊勢崎	上三光町 三光町	三光水位観測局 下流	400.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊25	広瀬川	伊勢崎市	堤防高	A	左	伊勢崎	曲輪町 太田町	(主)伊勢崎大胡 線より下流	200.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊26	広瀬川	伊勢崎市	堤防高	A	左	伊勢崎	太田町	(主)伊勢崎大胡 線より上流	600.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊27	広瀬川	伊勢崎市	堤防高	A	左	伊勢崎	安堀町	ラブリバー親水 公園うぬきの上流	200.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊28	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面	B	右	伊勢崎	宮子町	オートレース場 より下流	200.0	堤防断面不足	群馬県
伊29	広瀬川	伊勢崎市	堤防断面 漏水	B	右	伊勢崎	宮子町	オートレース場 より上流	1350.0	堤防断面不足 漏水の恐れ	群馬県
伊30	荒砥川	伊勢崎市	堤防高	A	左	伊勢崎	安堀町	木三橋	200.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊31	蜷川	伊勢崎市	堤防断面	B	左	伊勢崎	境小此木	島北橋上流	400.0	堤防断面不足	群馬県
伊32	蜷川	伊勢崎市	堤防断面	B	右	伊勢崎	飯島町 長沼町	松原橋下流上流	600.0	堤防断面不足	群馬県

群馬県 画番号 水防計	河川名	担当水防 管 理 団 体 名	重 要 度		左 右 岸 別	重要水防箇所所在地名			延長 (m)	重要な理由	指定機関
			種別	階級		市町村	町・大字	字			
伊33	菰 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	B	右	伊 勢 崎	長沼町本郷	上蓮橋下流上流	800.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊34	菰 川	伊勢崎市	堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	上 蓮 町	上蓮橋下流上流	400.0	堤防断面不足	群馬県
伊35	菰 川	伊勢崎市	堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	長沼町本郷	菰川橋上流	200.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊36	菰 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	B	右	伊 勢 崎	長沼町本郷 下道寺町	菰川橋上流	1400.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊37	菰 川	伊勢崎市	堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	下道寺町	台乃橋上流	400.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊38	菰 川	伊勢崎市	堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	下道寺町 大正寺町	大正寺堰下流	200.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊39	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面	B	右	伊 勢 崎	境 保 泉 下 蓮 町	粕川と広瀬川合 流地点の上流	420.0	堤防断面不足	群馬県
伊40	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	境 上 武 士	御嶽山自然の森 公園上流	400.0	堤防断面不足	群馬県
伊41	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	境 上 武 士 境 伊 与 久	剛志大橋下流か ら保泉橋上流	1800.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊42	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	B	右	伊 勢 崎	境 保 泉	剛志大橋下流	1000.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊43	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面	B	右	伊 勢 崎	境 保 泉	保泉橋下流	400.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊44	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	B	右	伊 勢 崎	境 保 泉 北 千 木 町 境 伊 与 久	伊与久橋上流 下流	1000.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊45	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	境 伊 与 久	伊与久橋下流 上流	1200.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊46	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	日 乃 出 町	殖蓮橋上流	200.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊47	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	B	右	伊 勢 崎	下 植 木 町 東 本 町 平 和 町	殖蓮橋上流	1600.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊48	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	下 植 木 町 宮 前 町 日 乃 出 町	(国)462号より 下流	750.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊49	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	宮 前 町	(一) 桐生伊勢崎 線より下流	400.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊50	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	B	右	伊 勢 崎	宗 高 町 寿 町	八幡水位観測局 より下流	800.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊51	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	A	左	伊 勢 崎	昭 和 町 鹿 島 町	八幡水位観測局 下流上流	1400.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊52	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	A	右	伊 勢 崎	華 蔵 寺 町	八幡水位観測局 より上流	400.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊53	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	鹿 島 町	間之山橋下流	400.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊54	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	A	右	伊 勢 崎	華 蔵 寺 町 波 志 江 町 1 丁 目	間之山橋下流	400.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊55	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	鹿 本 町 島 関 町	二ノ堰上流	350.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊56	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面	B	右	伊 勢 崎	五 目 牛 町	二ノ堰上流	400.0	堤防断面不足	群馬県
伊57	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 断 面	B	右	伊 勢 崎	五 目 牛 町	五目牛橋上流	200.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊58	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面	B	左	伊 勢 崎	堀 下 町	五目牛橋上流	200.0	堤防断面不足	群馬県

群馬県水防計画 番号	河川名	担当水防 管 団 体 名	重 要 度		左 右 岸 別	重要水防箇所所在地名			延長 (m)	重要な理由	指定機関
			種別	階級		市町村	町・大字	字			
伊59	粕 川	伊勢崎市	堤 防 高	B	左	伊 勢 崎	堀 下 町	車東橋下流	200.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊60	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面	B	右	伊 勢 崎	五 目 牛 町	車東橋下流	200.0	堤防断面不足	群馬県
伊61	粕 川	伊勢崎市	堤 防 高	B	右	伊 勢 崎	赤堀今井町 1 丁 目	車東橋上流	200.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊62	粕 川	伊勢崎市	堤 防 断 面 堤 防 高	B	左	伊 勢 崎	堀 下 町	車東橋上流	200.0	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	群馬県
伊63	粕 川	伊勢崎市	堤 防 高	A	右	伊 勢 崎	赤堀今井町 1 丁 目	赤堀橋下流	200.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊64	粕 川	伊勢崎市	堤 防 高	B	左	伊 勢 崎	市場町1丁目	赤堀橋下流	150.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊65	大 川	伊勢崎市	堤 防 高	A	左	伊 勢 崎	美 茂 呂 町 ひ ろ せ 町	広瀬川合流地点 上流（大川排水 機場）	200.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊66	東 藤 川	伊勢崎市	堤 防 高	A	左	伊 勢 崎	西上之宮町	西上橋上下流	230.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊67	東 藤 川	伊勢崎市	堤 防 高	A	右	伊 勢 崎	西上之宮町	西上橋上下流	180.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊68	男井戸川	伊勢崎市	堤 防 高	A	左	伊 勢 崎	豊 城 町 上 諏 訪 町 上植木本町	JR両毛線下流～ 粕川合流	1500.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県
伊69	男井戸川	伊勢崎市	堤 防 高	A	右	伊 勢 崎	豊 城 町 上 諏 訪 町 上植木本町	JR両毛線下流～ 粕川合流	1500.0	堤防高不足（流下能力）	群馬県

付図①（第3章関係）
重要水防箇所位置図（国管理河川）

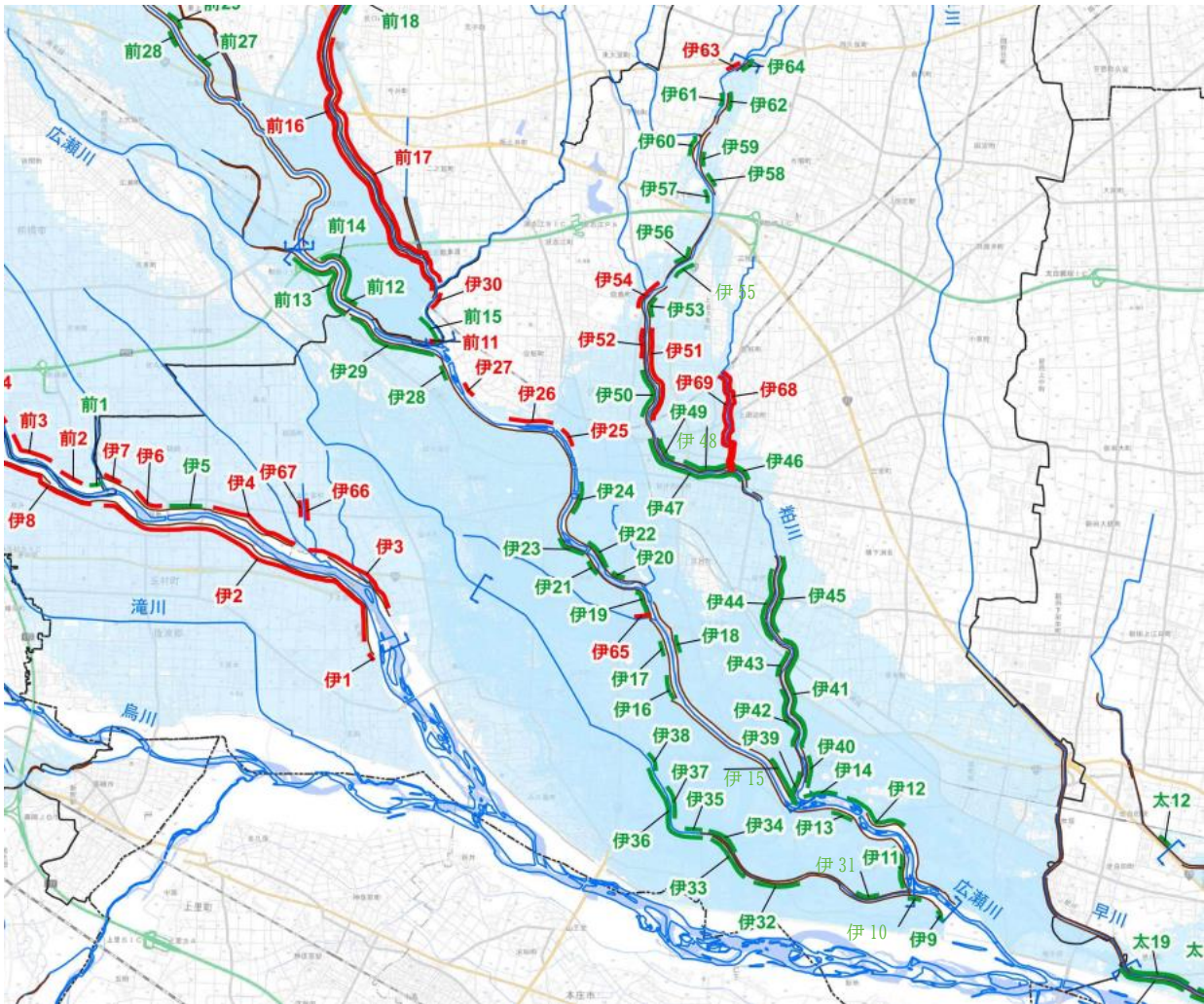
（令和6年度 利根川上流洪水対策計画書参照）



付図②（第3章関係）

重要水防箇所位置図（県管理河川）

（令和6年度 群馬県水防計画参照）



別表第2（第7章第5関係）

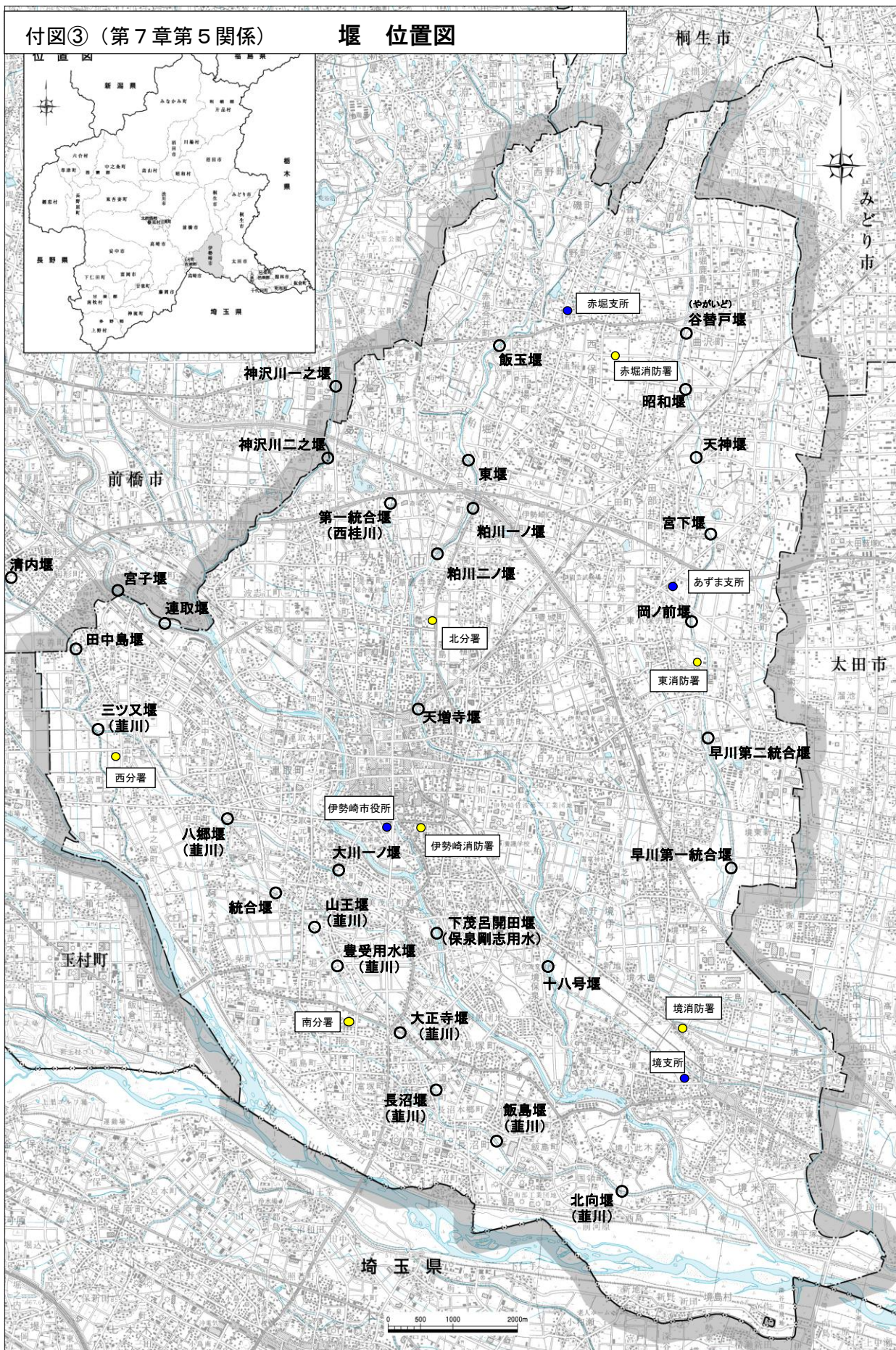
堰、水門及びため池

No.	河川名	施設名	所管	位置	規模・操作方法	責任者	電話番号
1	利根川	境平塚排水樋門	伊勢崎市	伊勢崎市境平塚 (左岸上武大橋下)	自動捲上式 高1.50m 巾3.00m	上下水道局 治水課(下水道施設課)	0270 24-5111
2	"	柴町排水樋門	国土交通省	伊勢崎市柴町 (左岸五料橋下)	" 高1.60m 巾2.00m	建設部 治水課	0270 24-5111
3	広瀬川	連取堰	連取用水組合	伊勢崎市宮子町下立野 2659	自動転倒堰 高2.30m 巾23.50m	"	"
4	"	宮子堰	宮子水利組合	前橋市下増田町1265	" 高1.90m 巾23.00m		
5	"	排水樋門	伊勢崎市	伊勢崎市太田町833	ボックスカル バート、ゲート 2.25m 2.25m×2門	建設部 治水課	0270 24-5111
6	"	大川逆流防止 水門	群馬県	伊勢崎市美茂呂町・ 茂呂南町	3門自動捲上 ローラーゲート 高3.5m 巾4.8m	伊勢崎土木	0270 25-4010
7	"	南部第一排水 ポンプ場	伊勢崎市	伊勢崎市美茂呂町 (大川合流の下流付近)	自動捲上式 高2.0m 巾2.2m(2門)	上下水道局 治水課(下水道施設課)	0270 24-5111
8	"	下武士 1号排水樋管	"	伊勢崎市境下武士 (左岸粕川合流点下)	逆流防止付 HP600mm	建設部 治水課	0270 24-5111
9	"	女堀 排水樋管	"	" (左岸女堀南)	"	"	"
10	"	ブール 排水樋管	"	" (左岸境ブール南)	"	境運動施設 管理事務所	0270 74-1113
11	"	学校排水路 1号排水樋管	"	" (左岸境西中学校南)	"	教育部 教育施設課	0270 27-2795
12	"	学校排水路 2号排水樋管	"	" (境剛志小・境西中学校境界南)	"	"	"
13	"	学校排水路 3号排水樋管	"	" (左岸境剛志小南)	"	"	"
14	"	下武士 2号排水樋管	"	" (左岸境剛志小南東)	"	建設部 治水課	0270 24-5111
15	"	下武士 1号水門	"	" (左岸武士橋上)	手動捲上式 高1.0m 巾2.0m	"	"
16	"	下武士 2号水門	"	境下武士 (右岸武士橋下)	" 高1.4m 巾1.4m	"	"
17	"	第2水源 排水樋門	"	" (左岸武士橋下)	" 高0.9m 巾0.6m	"	"
18	"	下武士都市下 水路排水樋門	"	" (左岸昭和橋上)	" 高1.0m 巾2.2m	"	"
19	"	中島 排水樋門	"	伊勢崎市境中島 (左岸中島橋上)	" 高0.7m 巾1.1m	"	"
20	"	境南部都市下 水路排水樋門	"	" (左岸中島橋下)	自動捲上式 高1.8m 巾2.5m	"	"
21	"	北向排水樋門	国土交通省	伊勢崎市境島村(北向)	" 高1.8m 巾1.5m	"	"
22	"	下茂呂開田堰	保泉(剛志) 水利組合	伊勢崎市茂呂南町	手動捲上式 高1.5m 巾1.1m		
23	"	西部第12 雨水幹線ゲート	伊勢崎市	伊勢崎市若葉町	自動捲上式	上下水道局 治水課(下水道施設課)	0270 24-5111
24	"	広瀬雨水幹線 放流ゲート	"	伊勢崎市茂呂町一丁目	" 高2.25m 巾2.25m	"	"
25	"	南部第2雨水幹線 放流ゲート	"	伊勢崎市馬見塚町	" 高2.3m 巾2.6m	"	"
26	"	南部第4雨水幹線 放流ゲート	"	伊勢崎市羽黒町	" 高1.8m 巾1.8m	"	"
27	"	吉原川樋管	"	伊勢崎市大正寺町 (右岸)	鋼製ローラーゲート 1門電動ラック式 高2.0m 巾3.6m	"	"
28	"	豊受橋下流 排水樋門	名和豊受水利組合	伊勢崎市馬見塚町	手動捲上式		
29	"	豊受橋上流 排水樋門	"	"	"		
30	"	天満橋下流 排水樋門	"	"	"		
31	"	天満橋上流 排水樋門	"	"	"		
32	"	子どもの森公園 排水樋門	名和豊受水利組合	伊勢崎市馬見塚町	手動捲上式		
33	粕川	北部第1雨水幹線 放流ゲート	伊勢崎市	伊勢崎市寿町	自動捲上式	上下水道局 治水課(下水道施設課)	0270 24-5111
34	"	北部第5雨水幹線 放流ゲート	"	伊勢崎市八幡町	"	"	"
35	"	北第2小東雨水 幹線放流ゲート	"	伊勢崎市宗高町	"	"	"
36	"	東部第2之1 雨水幹線ゲート	"	伊勢崎市宮前町	手動捲上式	"	"
37	"	宮前2号樋管	伊勢崎市	伊勢崎市宮前町	手動捲上式	上下水道局 治水課(下水道施設課)	0270 24-5111
38	"	天増寺堰	東田用水水利組合	伊勢崎市平和町5-3	" 高4.95m 巾2.1m		

No.	河川名	施設名	所管	位置	規模・操作方法	責任者	電話番号
39	"	粕川二ノ堰	上植木水利組合	伊勢崎市波志江町 字間之山4008	自動転倒堰 高1.9m 2門 巾19.35m		
40	"	粕川一ノ堰	"	伊勢崎市本関町	自動転倒堰 高1.9m 2門 巾1.95m		
41	"	飯玉堰	大正用水伊勢崎 坂主文線水利組合 (幸城地区会)	伊勢崎市赤堀今井町 一丁目1641	手動捲上式 高3.6m 巾2.6m		
42	"	伊勢崎佐波工業 団地1号樋門	伊勢崎市	伊勢崎市境伊与久 (右岸粕川大橋下)	" 高1.8m 巾1.9m	建設部 治水課	0270 24-5111
43	"	伊勢崎佐波工業 団地2号樋門	"	" (左岸粕川大橋下)	" "	"	"
44	"	田島粕川樋門	"	" (右岸伊与久橋上)	" 高1.35m 巾2.0m	"	"
45	"	伊与久1号 排水樋管	"	" (左岸采女大橋下)	逆流防止付 HP300mm	"	"
46	"	伊与久1号 排水樋門	"	" (左岸保泉橋上)	" 高1.0m 巾1.0m	"	"
47	"	伊与久2号 排水樋門	"	" (左岸保泉橋下)	" "	"	"
48	"	伊与久水門	"	伊勢崎市境伊与久 2321-3	" "	"	"
49	"	保泉1号 排水樋管	"	伊勢崎市境保泉 (右岸)	" HP300mm	"	"
50	"	保泉2号 排水樋管	"	" (右岸東武線上)	" "	"	"
51	"	保泉3号 排水樋管	"	" (右岸東武線下)	" "	"	"
52	"	保泉4号 排水樋管	"	" (右岸18号堰上)	" "	"	"
53	"	十八号堰	佐波新田用水 土地改良区	伊勢崎市境上武士関場	シェルローラー ゲート式		
54	"	354号 保泉樋門	伊勢崎市	伊勢崎市境保泉 (右岸剛志大橋下流)	鋼製スライドゲート 高1.0m ラック式巻上げ 巾1.0m	建設部 治水課	0270 24-5111
55	"	保泉樋門	"	" (右岸保泉会議所東)	手動捲上式 高1.7m 巾2.0m	"	"
56	"	保泉5号 排水樋管	"	" (右岸粕川橋上)	HP600mm	"	"
57	"	上武士 流末排水樋門	"	伊勢崎市境上武士 (左岸粕川橋上)	自動スライドゲート	"	"
58	"	上武士樋門	"	" (左岸市営住宅西)	手動捲上式 高0.8m 巾0.9m	"	"
59	"	東堰	上植木水利組合	伊勢崎市堀下町	自動転倒堰 高1.9m 巾2.0m		
60	菰川	田中島用水堰	田中島用水水利組合	伊勢崎市稲荷町	" 高1.8m 巾10.5m		
61	"	八郷堰	名和豊受水利組合	伊勢崎市菰塚町727	手動捲上式 高1.2m 巾1.5m		
62	"	三ツ又堰	車川用水	伊勢崎市宮古町	自動転倒堰 高1.8m 巾10.5m		
	"	"	群馬県	"	ローラーゲート	伊勢崎土木	0270 25-4010
63	"	統合堰	名和豊受水利組合	伊勢崎市菰塚町120-2	自動転倒堰 高1.1m 巾7.3m		
64	"	大正寺堰	"	伊勢崎市大正寺町	シェルローラー ゲート H=1.92m W=11.4m		
65	"	長沼堰	"	伊勢崎市下道寺町	自動スルース ゲート 高2.4m 巾1.7m		
66	"	飯島堰	"	伊勢崎市長沼町1061	自動捲上式 高2.4m 巾1.7m		
67	"	山王堰	"	伊勢崎市山王町342-4	ステンレス製起伏堰 高2.08m (自動モード有) 巾7.2m 左岸 鋼製スライドゲート 高1.2m 巾1.3m 右岸 鋼製スライドゲート 高0.7m 巾0.8m		
68	"	豊受用水堰	"	伊勢崎市堀口町453-1	自動転倒堰 高2.2m 巾8.3m		
69	"	北向堰	西島前河原家庭 雑排水組合	伊勢崎市長沼町 (右岸菰川橋下)	自動転倒堰 高1.5m 巾2.0m		
70	"	小此木 排水樋門	伊勢崎市	伊勢崎市境小此木 (左岸島北橋下流)	手動捲上式 高1.25m 巾1.5m	建設部 治水課	0270 24-5111
71	"	北向排水樋門	"	伊勢崎市境島村(北向) (左岸広瀬川合流点上)	" 高1.3m 巾1.1m	"	"

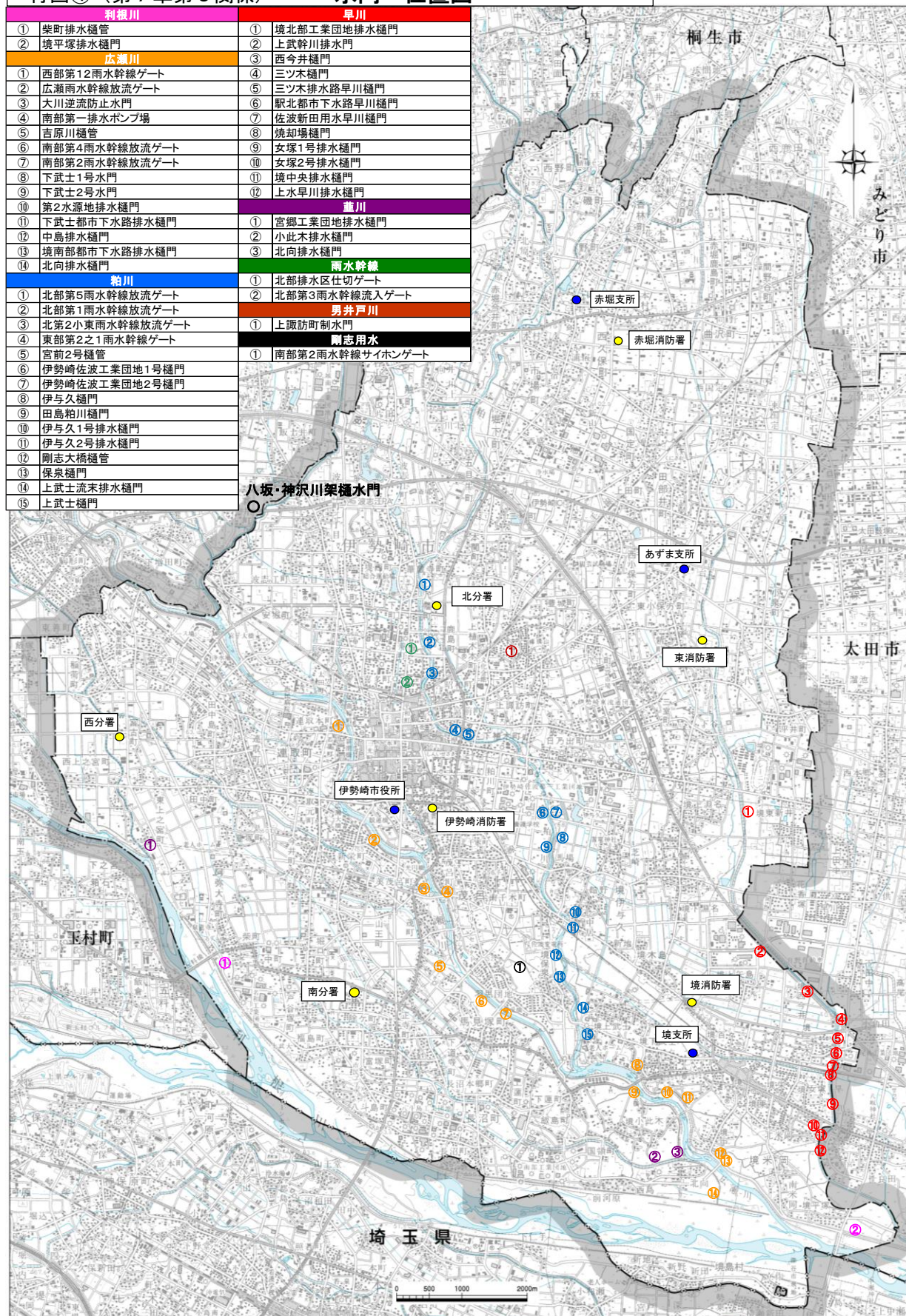
No.	河川名	施設名	所管	位置	規模・操作方法	責任者	電話番号
72	〃	清内堰	竹橋用水	前橋市駒形町地先	自動転倒堰 高1.0m 巾10.0m		
73	蕨川放水路	宮郷工業団地排水樋門	伊勢崎市	伊勢崎市東上之宮町 (左岸伊勢玉大橋下流)	ローラーゲート 高2.5m 巾2.5m	建設部 治水課	0270 24-5111
74	西桂川	第一統合堰	蟹沼水利組合	伊勢崎市波志江町	自動転倒堰 高1.4m 巾5.5m		
75	神沢川	神沢川一之堰	神沢川一之堰用水 水利組合	前橋市飯土井町	手動捲上式 高1.4m 巾5.5m		
76	〃	神沢川二之堰	神沢川二之堰 水利組合	伊勢崎市波志江町2-4	〃 高1.5m 巾5.5m		
77	〃	八坂・神沢川 架樋水門	広瀬桃木両用水 土地改良区	前橋市新井町地先	可動堰(スピンドル式) 高1.0m 巾2.0m		
78	早川	谷替戸堰	西国定谷替戸 用水組合	伊勢崎市曲沢町	高0.7m 巾0.7m		
79	〃	昭和堰	国定田部井 水利組合	伊勢崎市国定町	自動転倒堰 高1.0m 巾11.0m		
80	〃	天神堰	早川天神堰 大正用水組合	伊勢崎市国定町1-1245	〃 高0.7m 巾10.7m		
81	〃	宮下堰	早川宮下堰水組合	伊勢崎市田部井町2-140	〃 高1.0m 巾11.0m		
82	〃	岡ノ前堰	早川岡ノ前堰 水利組合	伊勢崎市東町	〃 高1.0m 巾12.5m		
83	〃	早川第二統合堰	早川第二統合堰 水利組合	伊勢崎市東小保方町1872	〃 高1.0m 巾18.5m		
84	〃	境北部工業団地 排水樋門	伊勢崎市	伊勢崎市境上渚名 (左岸早川橋下)	角落とし 高1.9m 巾2.0m	建設部 治水課	0270 24-5111
85	〃	早川第一統合堰	早川第一統合堰 水利組合	伊勢崎市境下渚名 (渚名東橋下)	自動転倒堰 高1.0m 巾23.7m		
86	〃	上武幹川排水門	佐波新田用水 土地改良区	伊勢崎市境上矢島 (右岸クリーンセンター北東)	角落とし 高1.5m 巾1.8m		
87	〃	西今井樋門	〃	伊勢崎市境西今井 (右岸西今井橋下)	手動捲上式 高2.0m 巾1.0m		
88	〃	三ツ木樋門	〃	伊勢崎市境三ツ木 (右岸境バイパス上)	〃 高2.0m 巾3.0m		
89	〃	三ツ木 排水樋管2号	伊勢崎市	〃 (左岸三ツ木橋上)	逆流防止付 HP600mm	建設部 治水課	0270 24-5111
90	〃	三ツ木排水路 早川樋門	〃	〃 (右岸三ツ木橋上)	手動捲上式 HP900mm	〃	〃
91	〃	三ツ木 排水樋管1号	〃	〃 (右岸三ツ木橋下)	逆流防止付 HP600mm	〃	〃
92	〃	駅北都市下水路 早川樋門	〃	〃 (右岸東武線上)	手動捲上式 高2.5m 巾3.0m	〃	〃
93	〃	佐波新田用水 早川樋門	佐波新田用水 土地改良区	伊勢崎市境女塚 (右岸早川21号橋下)	〃 高0.8m 巾1.1m		
94	〃	焼却場樋門	伊勢崎市	〃 (右岸焼却場東)	〃 HP900mm	建設部 治水課	0270 24-5111
95	〃	女塚1号排水 樋門	〃	〃 (右岸女塚鉾泉東)	〃 HP800mm	〃	〃
96	〃	女塚2号排水 樋門	〃	〃 (右岸熊野前団地東)	〃 HP1000mm	〃	〃
97	〃	境中央排水樋門	〃	伊勢崎市境米岡 (右岸熊の橋下)	〃 高2.0m 巾2.5m	上下水道局 治水課(下水道施設課)	0270 24-5111
98	〃	上水早川 排水樋門	〃	〃 (右岸薬師橋上)	〃 HP600mm	建設部 治水課	0270 24-5111
99	大川	大川一ノ堰	大川一ノ堰 水利組合	伊勢崎市山王町3993	シェルローラー ゲート式 高1.8m 巾13.8m		
100	男井戸川	上諏訪町制水門	伊勢崎市	伊勢崎市上諏訪町 1452-2	電動捲上式制水門	建設部 治水課	0270 24-5111
101	雨水幹線	北部排水区仕切ゲート	〃	伊勢崎市寿町	自動捲上式	上下水道局 治水課(下水道施設課)	0270 24-5111
102	〃	北部第3雨水幹線 流入ゲート	〃	伊勢崎市柳原町	〃	〃	〃
103	剛志用水	南部第2雨水幹線 サイホンゲート	〃	伊勢崎市羽黒町	〃 高0.7m 巾1.1m	〃	〃
104		波志江上沼	波志江上沼 水利組合	伊勢崎市波志江町3096-1			
105		波志江下沼	波志江下沼大沼 水利組合	伊勢崎市波志江町2768			
106		華蔵寺沼	伊勢崎市	伊勢崎市華蔵寺町		都市計画部 公園緑地課	0270 24-5111
107		新沼	上植木 水利組合	伊勢崎市本関町1215			
108		鯉沼	〃	伊勢崎市三和町2009-1			

No.	河川名	施設名	所管	位置	規模・操作方法	責任者	電話番号
109		蟹沼	蟹沼 水利組合	伊勢崎市波志江町3715-1			
110		天野沼	伊勢崎市	伊勢崎市豊城町2833		農政部 農政課	0270 24-5111
111		磯沼	東久保 水利組合	伊勢崎市磯町350-1			
112		五反田沼	五反田沼 水利組合	伊勢崎市東小保方町2943			
113		下渚名東沼	早川第一統合堰 水利組合	伊勢崎市境下渚名3115			
114		伊与久沼	佐波新田用水 土地改良区	伊勢崎市境伊与久3098			
115		東新井溜池1号	東新井 水利組合	伊勢崎市境東新井679			
116		東新井溜池2号	〃	伊勢崎市境東新井704			
117		東新井溜池3号	〃	伊勢崎市境東新井631			



付図④（第7章第5関係）

水門 位置図



ため池 位置図

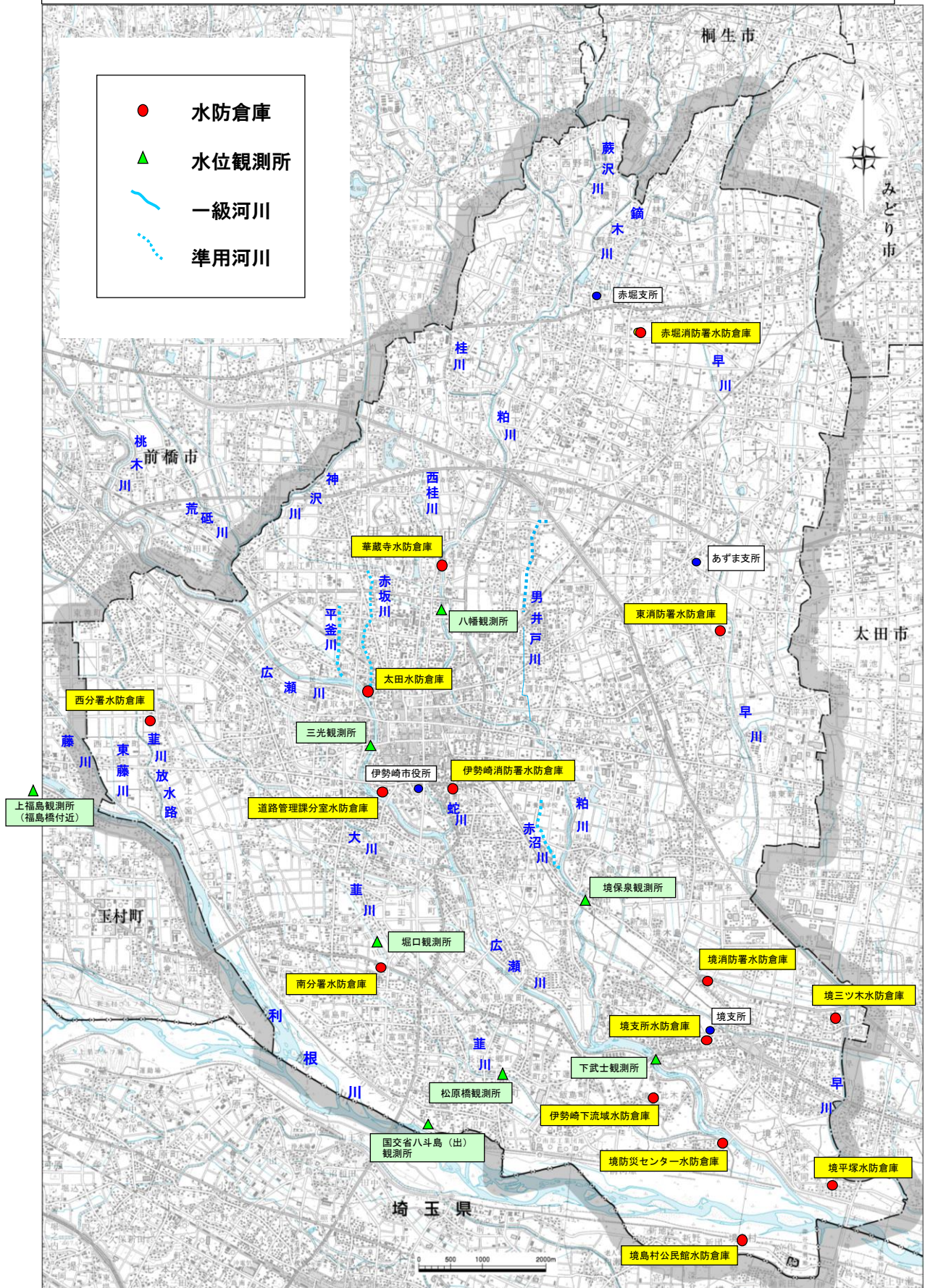
位置	名称
①	波志江上沼
②	波志江下沼
③	華蔵寺沼
④	新沼
⑤	鯉沼
⑥	蟹沼
⑦	天野沼
⑧	磯沼
⑨	五反田沼
⑩	下湊名東沼
⑪	伊与久沼
⑫	東新井溜池1号
⑬	東新井溜池2号
⑭	東新井溜池3号

Map of Ise City, Mie Prefecture, showing the locations of 14 designated wetlands. The map includes labels for surrounding cities (Tsu, Mie, Atsuta, Yamaguchi), districts (Ise, Ise-shi, Ise-shi), and various landmarks like the Ise City Hall and Ise City Fire Station. A scale bar at the bottom indicates distances up to 2000m.

別表第3（第8章第1関係）
水防倉庫、水防資器材及び管理担当

※はアルミ製コンテナ

番 号			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合 計
水 防 倉 庫 別			伊勢崎消防署水防倉庫	太田水防倉庫	華蔵寺水防倉庫	南分署水防倉庫 ※	西分署水防倉庫 ※	赤堀消防署水防倉庫	東消防署水防倉庫	境消防署水防倉庫 ※	境支所水防倉庫 ※	境防災センター水防倉庫※	境島村公民館水防倉庫 ※	境平塚水防倉庫 ※	境三ツ木水防倉庫	伊勢崎下流域水防倉庫	道路管理課分室水防倉庫※	
資 器 材 別 管理担当別			伊勢崎消防署長	伊勢崎消防署長	伊勢崎消防署長	伊勢崎消防署長	伊勢崎消防署長	赤堀消防署長	東消防署長	境消防署長	境消防署長	境消防署長	境消防署長	境消防署長	境消防署長	境消防署長	道路管理課長	
資 材	完成土のう	個	400	260	350	340	645	403	374	950			300	26	600	840		5,488
	土のう袋	枚	5,277	3,800	3,400	1,700	2,000	1,760	2,655	2,300	1,200	1,300	3,200	1,800	2,015	1,589		33,996
	スーパー土のう袋	枚																0
	木杭	本	48	20	200			39	8	3			21		80	5		424
	丸太	本	71	20				7	31			24						153
	鉄杭	本	79	21					9	360	59				70	9		607
	鉄杭(黄・黒柄)	本	382	191	475	200	87	88	80	198	55	50	87	43	53	40		2,029
	パイプ杭(Φ40mm)	本	107	35		14		30										186
	縄	巻	6	5	6			5					4				3	29
	ロープ(黄・黒柄)	巻	3	2	3	3	2	7	2	4				2				28
	ビニールロープ	巻	11	2	13	5	2	5	2	3		2	2	2	2	2		53
	鉄線	kg	80	30	75	50	8	40	25	10		50	30	20	20	30		468
	ビニールシート	枚	32	4	5	4	5	11	7	7	3	5	5	5	5	5	2	105
	釘	kg	4	4	4													12
	軽量鋼板	枚	45			12		30							48			135
	シート張り	枚																0
	塩ビ パイプ	本	6	1	1		2	1	1	2	1	4	2	1	1	1		24
器 具	竹とげ	丁	3		2		1	1	1	1					20			29
	剣先スコップ	丁	64	30	40	41	20	22	16	31	11	23	34	21	25	27	7	412
	角スコップ	丁	28			7	5	7	11	11				5			15	89
	掛矢	丁	23	20	27	10	4	6	7	8	4	4	5	5	3	4	4	134
	なた	丁	4	5	6	4	2	5	5	3	4	4	7	6	4	4	3	66
	かま	丁	18	10	20	9	2	11	8	6	7	5	8	9	5	5	9	132
	のこぎり	丁	14	15	19	5	3	7	6	8	8	10	11	9	7	4	4	130
	斧(大=杭ごしらえ可)	丁	5					6	1	1	1	2			1	2		19
	斧(小)	丁	2	2	5	5	2	2	2	2	1	3	3	2	1			32
	唐ぐわ	丁	5	4	4	3		4	4	1	3	2	2	3	2	2		39
	つるはし	丁	11	11	25	7	4	5	5	2	2	2	4	4	2	2	8	94
	ペンチ	丁	6	2		2	2	2	3		2	2	4	2	2		3	32
	ハンマー（両手）	丁	7	2	1	11	10	5	6	5	2	3	3	2	2	1	2	62
	ハンマー（片手大）	丁	16	6					1	3								26
	ハンマー（片手小）	丁	13		13	10	6	2	4	12	1	6	11	13	8	5	2	106
	鉄線カッター	丁	5	3	2	2	2	1	2	1	1	2	1	2	2	1	1	28
	パール	丁	3	2	2	3	2	2	1	4	2	2	4	2	2	3	5	39
	しの	丁	3			2	4	7	2					1				19
	もっこ	台					10			2								12
	たこづち	丁	11			2	2	2	2	2								21
	一輪車	台	3			1	1	2	2	2							2	13
	水防マット	枚	4					2										6
	チェーンソー	機	2			1	1	1	1	1							4	11
	排水ポンプ	基							1	1							4	6



指定緊急避難場所・指定一般避難所・福祉避難所・指定福祉避難所等

No.	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所		指定一般避難所 (95カ所)
				洪水 (71)	地震(97)	
1	北小学校	曲輪町28-24	0270-25-4450	○	○	○
2	図書館	曲輪町22-21	0270-23-2346	○	○	○
3	第一幼稚園	曲輪町24-26	0270-25-0320	○	○	○
4	北公民館	平和町27-32	0270-25-4547	○	○	○
5	北第二小学校	宗高町125	0270-25-4454	○	○	○
6	華蔵寺公園・市民体育館	堤西町93	0270-23-7244	○	○	○
7	伊勢崎工業高等学校	中央町3-8	0270-25-3216	○	○	○
8	南小学校	上泉町310	0270-25-4452	○	○	○
9	伊勢崎興陽高等学校	上泉町212	0270-25-3266	○	○	○
10	南公民館	上泉町619-1	0270-26-8333	-	○	○
11	ふくしプラザ	中央町26-22	0270-26-7733	○	○	○
12	伊勢崎清明高等学校	今泉町二丁目331-6	0270-25-5221	○	○	○
13	殖蓮幼稚園	上植木本町2740-2	0270-26-4561	-	○	○
14	殖蓮公民館	上植木本町2760	0270-26-4560	-	○	○
15	殖蓮中学校	上植木本町2152-2	0270-25-4445	○	○	○
16	四ツ葉学園中等教育学校	上植木本町1702-1	0270-21-4151	○	○	○
17	殖蓮第二小学校	下植木町1203	0270-25-3617	○	○	○
18	文化会館	昭和町3918	0270-23-6070	○	○	○
19	緋の郷	昭和町1712-2	0270-21-6711	○	○	○
20	教育研究所	鹿島町581-1	0270-23-2469	-	○	○
21	殖蓮小学校	上植木本町2763	0270-25-4440	○	○	○
22	第一中学校	茂呂町一丁目24-1	0270-25-4456	-	○	○
23	伊勢崎高等学校	南千木町5239-1	0270-40-5005	○	○	○
24	茂呂小学校	茂呂町二丁目2169-1	0270-25-4441	○	○	○
25	茂呂公民館	美茂呂町3032-7	0270-25-2671	-	○	○
26	広瀬小学校	新栄町4074-1	0270-25-4453	○	○	○
27	広瀬生涯学習館	ひろせ町4080-5	0270-23-4445	-	○	○
28	総合教育センター・みらい共創中学校	今泉町一丁目233-2	0270-26-9211	○	○	○
29	児童センター	粕川町1609	0270-23-6463	○	○	○
30	隣保館	山王町1422-1	0270-23-3461	-	○	○
31	三郷公民館	波志江町1029	0270-23-1952	○	○	○
32	三郷小学校	波志江町1620	0270-25-4442	○	○	○
33	第三中学校	波志江町1903-1	0270-24-2151	○	○	○
34	伊勢崎商業高等学校	波志江町1116	0270-25-4551	○	○	○
35	青少年育成センター	波志江町2237-6	0270-23-5800	○	○	○
36	宮郷中学校	田中島町1065	0270-25-4448	○	○	○
37	宮郷幼稚園	田中島町1486-8	0270-24-4373	-	○	○
38	宮郷公民館	田中島町1102	0270-25-2356	-	○	○
39	宮郷小学校	田中島町1475-4	0270-25-4443	○	○	○
40	宮郷第二小学校	連取町3069-1	0270-40-5110	○	○	○
41	西部公園	連取本町1	-	-	○	-
42	名和公民館	堀口町492	0270-32-0034	-	○	○
43	名和小学校	堀口町502-1	0270-32-0072	○	○	○
44	名和幼稚園	堀口町260	0270-32-2080	-	○	○
45	第二中学校	堀口町237-1	0270-32-0047	○	○	○
46	上武大学	戸谷塚町634-1	0270-32-1010	○	○	○
47	いせさき市民のもり公園	山王町2663	0270-20-3333	-	○	-
48	東京福祉大学	山王町2020-1	0270-20-3671	○	○	○
49	清掃リサイクルセンター21	柴町954	0270-32-3166	○	○	○
50	坂東小学校	除ケ町422	0270-32-7077	○	○	○
51	第四中学校	下道寺町26	0270-32-8105	○	○	○
52	ほっとる〜む・南部教室	下道寺町163-1	0270-32-0467	-	○	○
53	豊受公民館	馬見塚町1296	0270-32-0350	○	○	○
54	豊受小学校	馬見塚町1130	0270-32-0280	○	○	○
55	市民プラザ	富塚町220-13	0270-32-9488	○	○	○
56	子供のもり公園伊勢崎	馬見塚町1808-1	0270-31-3778	-	○	○

別表第4（第10章第2関係）

No.	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所		指定一般避難所 (95カ所)
				洪水 (71)	地震(97)	
57	赤堀公民館	西久保町二丁目81	0270-62-1153	○	○	○
58	赤堀保健福祉センター	西久保町二丁目123-1	0270-20-2210	○	○	○
59	赤堀児童館	西久保町二丁目105	0270-63-1001	○	○	○
60	あかぼり幼稚園	西久保町二丁目100	0270-62-3744	○	○	○
61	赤堀小学校	西久保町一丁目72	0270-62-0049	○	○	○
62	赤堀南小学校	堀下町264-1	0270-63-0055	○	○	○
63	赤堀中学校	西久保町二丁目329-1	0270-62-0133	○	○	○
64	赤堀東小学校	香林町一丁目260-2	0270-20-2811	○	○	○
65	赤堀南児童館	堀下町276	0270-62-8723	○	○	○
66	赤堀あさひ児童館	香林町一丁目1348-1	0270-63-1616	-	○	○
67	赤堀体育館	西久保町二丁目81	0270-62-1930	○	○	○
68	あずま小学校	東町2770	0270-62-7000	○	○	○
69	あずま中学校	東町2707-2	0270-62-0054	○	○	○
70	あずま北小学校	国定町二丁目1627	0270-63-1333	○	○	○
71	あずま公民館	田部井町三丁目2090	0270-62-0115	○	○	○
72	あずま体育館	田部井町三丁目2090	0270-62-7271	○	○	○
73	あずま南小学校	三室町4290	0270-62-0132	○	○	○
74	あずまスタジアム	田部井町三丁目1908	0270-62-7271	○	○	○
75	みやまセンター	東小保方町3243-2	0270-63-0345	-	○	○
76	あずま幼稚園	東町2672-1	0270-62-0241	○	○	○
77	精神医療センター	国定町二丁目2374	0270-62-3311	○	○	○
78	境小学校	境515	0270-74-0036	○	○	○
79	伊勢崎高等特別支援学校	境492	0270-74-1991	○	○	○
80	境南中学校	境188	0270-74-0635	-	○	○
81	境体育館	境609-1	0270-74-1113	-	○	○
82	境武道館	境萩原1750-2	0270-74-3905	-	○	○
83	境公民館	境598-1	0270-74-5105	-	○	○
84	境采女小学校	境下湊名2020	0270-76-0010	○	○	○
85	境采女公民館	境下湊名2023-1	0270-76-0013	○	○	○
86	境北中学校	境下湊名2011-1	0270-76-0003	○	○	○
87	境西中学校	境下武士872-2	0270-74-1068	○	○	○
88	境剛志小学校	境下武士831	0270-74-0037	○	○	○
89	境剛志公民館	境下武士862-3	0270-74-0168	-	○	○
90	旧境島小学校	境島村1968-40	0270-74-9346	○	○	○
91	境島村公民館	境島村2720	0270-74-9345	-	○	○
92	境東小学校	境米岡253-2	0270-74-0327	○	○	○
93	境東公民館	境米岡764-1	0270-74-0453	-	○	○
94	境社会福祉センター	境女塚296	0270-74-7337	-	○	○
95	境産業振興会館	境新栄13-6	-	○	○	○
96	境児童センター	境新栄12-4	0270-70-6100	○	○	○
97	境総合文化センター	境木島818	0270-76-2222	○	○	○

福祉避難所

No.	施設名	住所	電話番号	洪水	地震
1	ふくしプラザ	中央町26-22	0270-26-7733	○	○
2	市民プラザ	富塚町220-13	0270-32-9488	○	○
3	赤堀保健福祉センター	西久保町二丁目123-1	0270-20-2210	○	○
4	みやまセンター	東小保方町3243-2	0270-63-0345	-	○
5	境地域福祉センター	境上武士972-1	0270-74-5294	-	○
6	健康管理センター	太田町1178	0270-23-6675	○	○

指定福祉避難所

No.	施設名	住所	電話番号	洪水	地震
1	県立伊勢崎特別支援学校	粕川町1003	0270-25-4461	-	○
2	伊勢崎市障害者センター	西田町71	0270-75-5530	○	○
3	特別養護老人ホームあいの詩	田中島町1169	0270-24-3888	-	○
4	特別養護老人ホーム愛老園	太田町686	0270-23-2277	-	○
5	看護小規模多機能施設広瀬	安堀町1178-11	0270-23-2266	○	○
6	特別養護老人ホームアミーキ	磯町435-1	0270-20-2121	○	○

別表第4（第10章第2関係）

No.	施設名	住所	電話番号	洪水	地震
7	特別養護老人ホームいこいの里	境上武士1017-1	0270-74-4976	-	○
8	特別養護老人ホーム銀杏の丘	境上洲名1010-1	0270-76-7564	○	○
9	恵風荘デイサービスセンター	菰塚町11	0270-22-2020	-	○
10	特別養護老人ホームぶどうの郷	宮古町128-1	0270-20-1313	○	○
11	ことぶきの郷	波志江町1976-5	0270-70-4165	○	○
12	特別養護老人ホームサルビア荘	国定町二丁目2345	0270-20-8090	○	○
13	特別養護老人ホームゆたか	馬見塚町1196-1	0270-20-3311	○	○
14	特別養護老人ホームローズヒル	北千木町1126	0270-40-5106	○	○
15	特別養護老人ホームロータスヴィレッジ	豊城町2780-2	0270-26-9101	○	○
16	特別養護老人ホームなごみ	本関町1216-1	0270-75-6680	-	○
17	特別養護老人ホームGreen Rose	安堀町789-3	0270-21-1108	○	○
18	特別養護老人ホーム小泉の杜	田部井町三丁目2017-2	0270-62-2000	○	○
19	高齢者複合施設いせさき	境上武士603番地3	0270-75-0075	○	○
20	指定障害福祉サービス事業所 天啓園	柴町896-4	0270-32-0272	-	○
21	指定障害者支援施設第二天啓園	柴町896-4	0270-32-8544	-	○
22	はぐるまホーム	東上之宮町893-2	0270-25-5123	-	○
23	指定障害福祉サービス事業所 かざぐるま	西久保一丁目50-1	0270-61-8611	○	○
24	伊勢崎市福祉作業所	柴町896-4	0270-31-0680	-	○
25	伊勢崎市うえはす福祉作業所	上植木本町2195-2	0270-22-4013	-	○
26	伊勢崎市あかねの館福祉作業所	磯町409-2	0270-63-4340	○	○
27	障害福祉サービス事業所くわのみ	境女塚2883-1	0270-74-0811	-	○
28	さくらんぼホーム	境新栄1-5	0270-76-1912	-	○
29	伊勢崎市桑の実福祉作業所	境新栄13-7	0270-76-1768	-	○
30	伊勢崎市デイ・サービスセンターまゆ	境女塚2883-1	0270-74-0811	-	○
31	伊勢崎市地域活動支援センターあずま	国定町二丁目1527-1	0270-62-9920	○	○
32	就労継続支援B型事業所やよい	境美原15-6	0270-61-8138	-	○
33	地域活動支援センターのあ福祉作業所	東町2671-1	0270-63-6115	○	○
34	障害福祉サービス事業所あみ	三和町2106-1	0270-21-0339	○	○

※指定福祉避難所とは、施設を利用している高齢者や障害者などの要配慮者やその家族のみが避難できる避難所となります。

人間の生活場所にペットを持ち込むことができる避難施設

No.	施設名	住所	電話番号	洪水	地震
1	第二市民体育館	乾町75-5	0270-23-7015	○	-